

神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

令和7年版(令和6年労働災害のとりまとめ)



建設業における災害防止のポイント

- 墜落・転落災害防止対策:改正労働安全衛生規則による足場の点検者の指名、本足場の使用の徹底等、はしご・脚立の適正使用、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を踏まえたより安全な措置、構造規格に適合するフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底
- 高年齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策、一人親方等の安全衛生対策
- 転倒災害の防止(「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」の取組)
- 交通労働災害の防止、建設工事現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 車両系建設機械等を使用する際の作業計画の策定・周知、運転中の転落・接触災害防止のための誘導員配置等の安全対策、「車両系建設機械構造規格」に適合した建設機械の使用
- 建設工事の現場等における貨物自動車の荷台からの墜落・転落等の荷役災害防止対策
- 山岳トンネル工事における肌落ち等災害防止対策(令和6年3月26日改正ガイドライン)
- チェーンソーによる伐木等作業の特別教育の実施、立入禁止措置や保護具着用等の安全対策
- 熱中症対策の徹底、早期発見と重篤化防止のための「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」
- じん肺予防対策(第10次粉じん障害防止総合対策に基づく呼吸用保護具の適正な使用等)
- 騒音障害防止の取組(令和5年4月20日改正ガイドライン)
- 化学物質による健康障害防止(SDSの確認・リスクアセスメントの実施、塗膜剥離作業、溶接ヒューム等)
- 解体・改修工事等における石綿含有の有無の事前調査、石綿ばく露防止対策の徹底
- 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の実施

厚生労働省

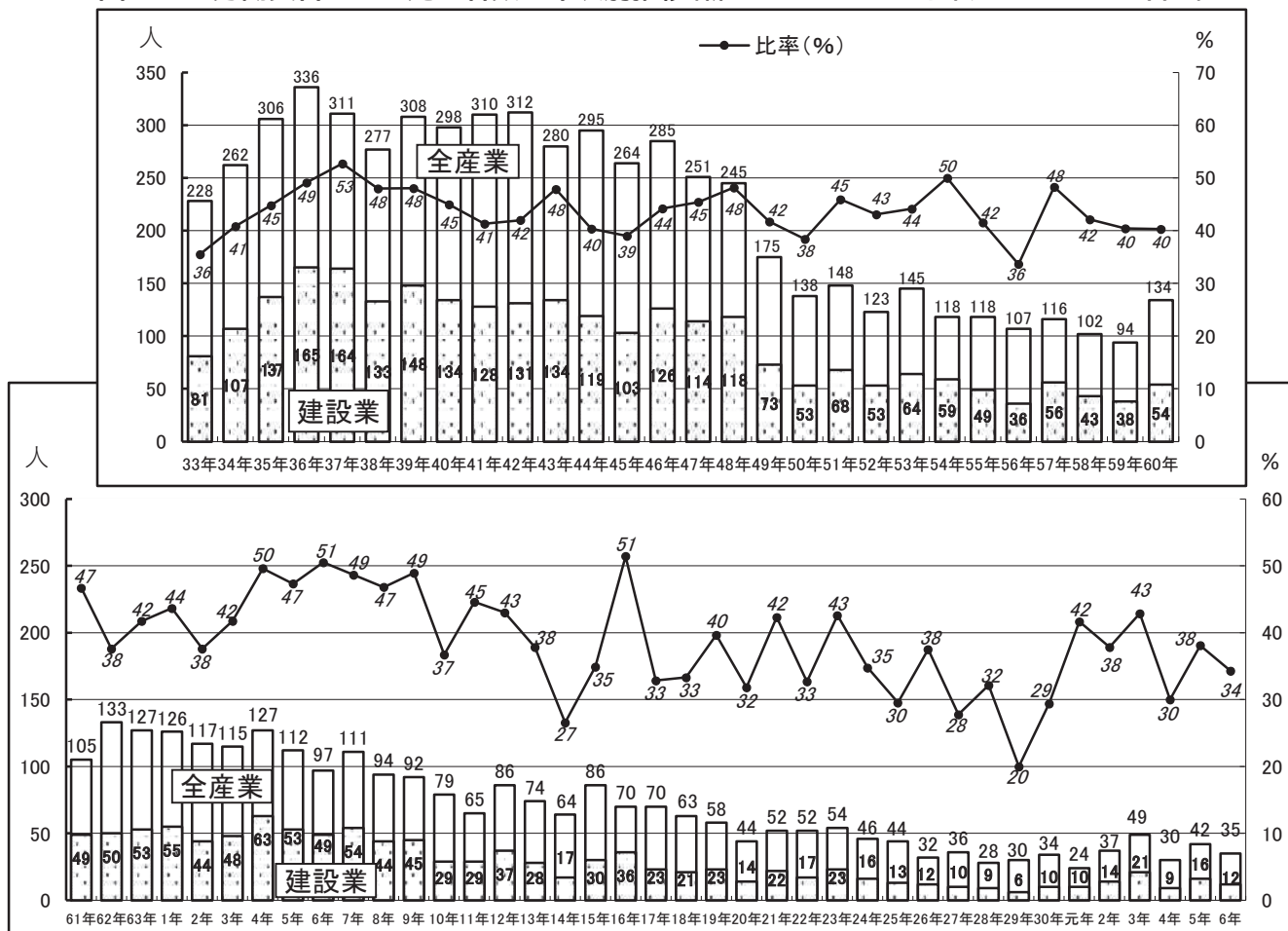
神奈川労働局

目 次

1	労働災害の推移	...	1
2	工事種別の災害発生状況	...	2
3	事業場規模別の災害発生状況	...	3
4	年齢階層別の災害発生状況	...	3
5	経験年数別の災害発生状況	...	4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	...	4
7	事故の型別の災害発生状況	...	5
8	起因物別の災害発生状況	...	5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	...	6
10	公共工事等における災害発生状況	...	7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	...	8
12	外国人労働者の災害発生状況	...	8
13	熱中症災害発生状況	...	9
14	令和6年 建設業における死亡災害の概要	...	10
15	足場からの墜落防止措置が強化されます(令和5年10月1日から順次施行)	...	14
16	手すり先行工法の足場を使用しましょう 改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて	...	17
17	足場からの墜落防止のための措置を強化します(平成27年7月1日から施行)	...	25
18	墜落・転落災害を減らすために、はしごや脚立を安全に使いましょう!	...	33
19	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!	...	35
20	エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)	...	41
21	外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください	...	47
22	2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1,2を対象とする保護措置が義務付けられます	...	49
23	2023年4月から危険有害な作業 [*] を行う事業者は 以下の1,2に対して一定の保護措置が義務付けられます	...	51
24	STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川 since2015	...	53
25	交通労働災害を防止するために	...	56
26	令和7年度高度安全機械等導入支援補助金	...	58
27	山岳トンネル工事における肌落ち災害を防止しましょう	...	60
28	職場における熱中症対策の強化について 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます	...	62
29	STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	...	64
30	「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました	...	66
31	現場で使用する化学物質の対策をお願いします ～ラベル・SDS(安全データシート)を確認し、適切な対策を～	...	70
32	石綿(アスベスト)の事前調査は施工業者(元請事業者)が必ず行う必要があります!	...	72
33	労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます	...	74
34	第14次労働災害防止計画(神奈川計画)推進状況	...	75

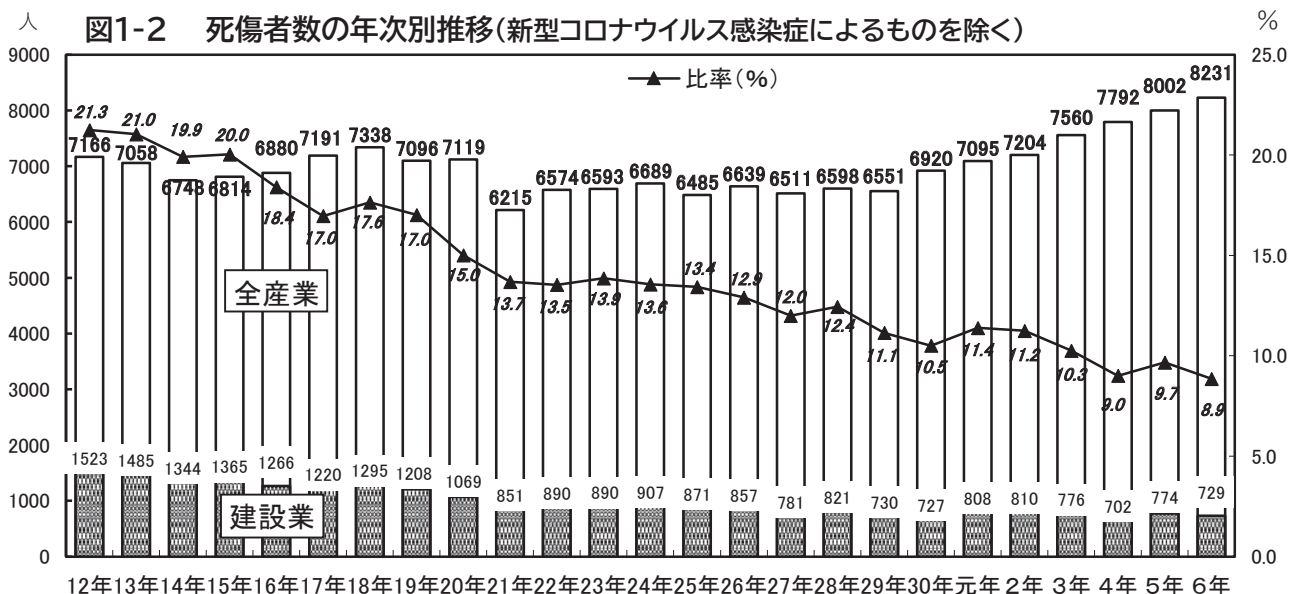
1 労働災害の推移

図1-1 労働災害による死亡者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



建設業の死亡者数は図1-1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成28年に10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。その後は増加に転じ、令和3年には21人となり、全産業の中で建設業の比率は上がった。令和6年は、12人となり、前年を下回ったが、現在取り組んでいる第14次労働災害防止計画(神奈川計画)では、令和4年の9人と比べて令和9年に15%減少させ、7人以下とすることを目標としている。

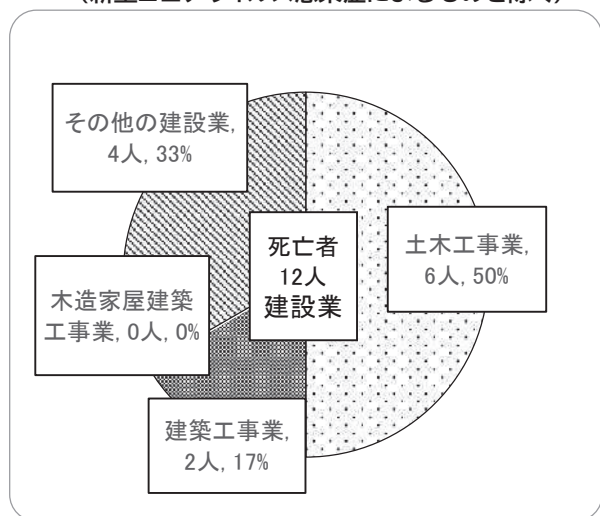
図1-2 死傷者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



建設業の休業4日以上死傷者数は図1-2のとおり、長期的には減少傾向にある。平成30年に727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかし、翌年の平成31年・令和元年から増加に転じ、新型コロナウイルス感染症のり患者を除いた推移としては、令和2年は810人と前年より増加したが、以降の令和3年は776人に、令和4年には過去最少の702人まで減少した。しかしながら、令和5年は774人となり、1割程度増加したが、令和6年は729人となり減少した。建設業の休業4日以上死傷災害が全産業に占める割合は長期的に減少傾向にある。

2 工事種別の災害発生状況

図2-1令和6(2024)年 建設業・工事種別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(参考)令和6(2024)年 全産業・業種別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

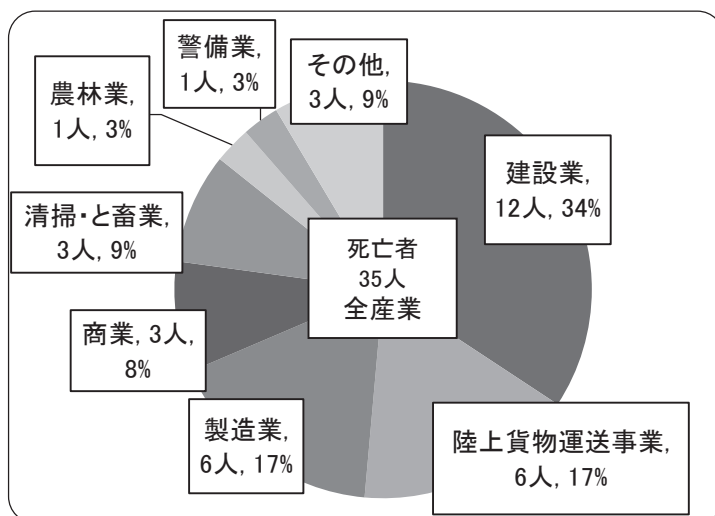
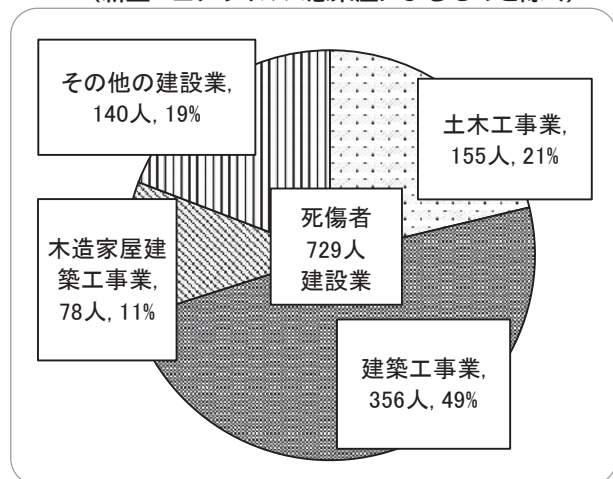
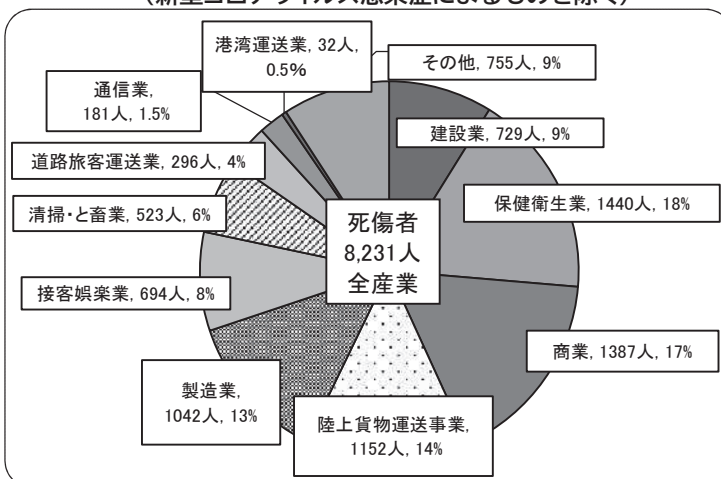


図2-2 令和6(2024)年 建設業・工事種別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(参考)令和6(2024)年 全産業・業種別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

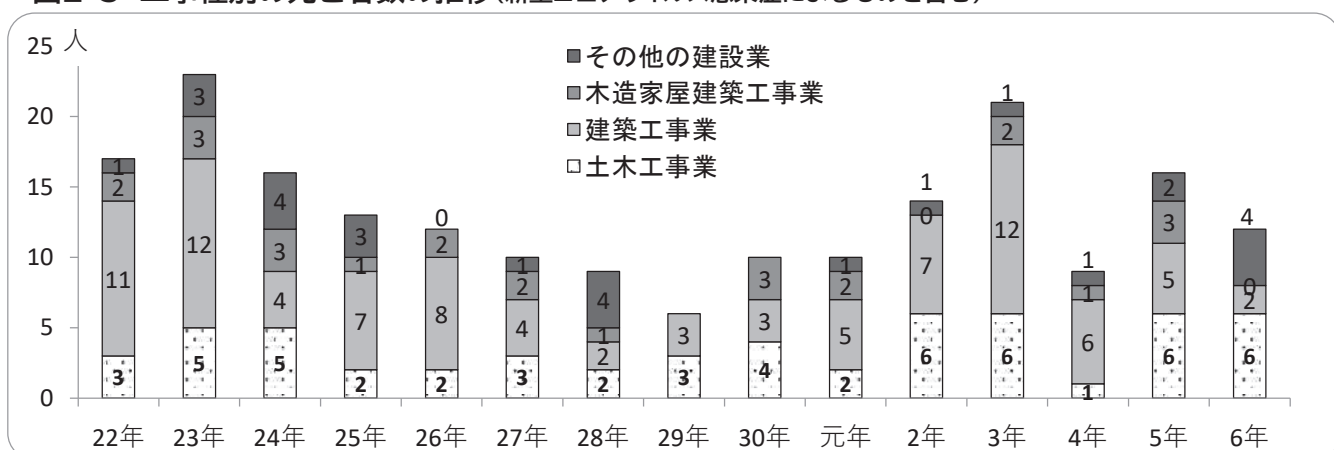


工事種別の死亡災害は、図2-1のとおり、土木工事業が6人(50%)で、建築工事業が2人(17%)、木造家屋建築工事業が0人、その他の建設業(機械器具設置工事業等)が4人(33%)であった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が356人と最も多く建設業全体の49%を占め、次いで土木工事業が155人(21%)、その他の建設業140人(19%)、木造家屋建築工事業が78人(11%)の順であった。

なお、平成22年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりである。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和6(2024)年 規模別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

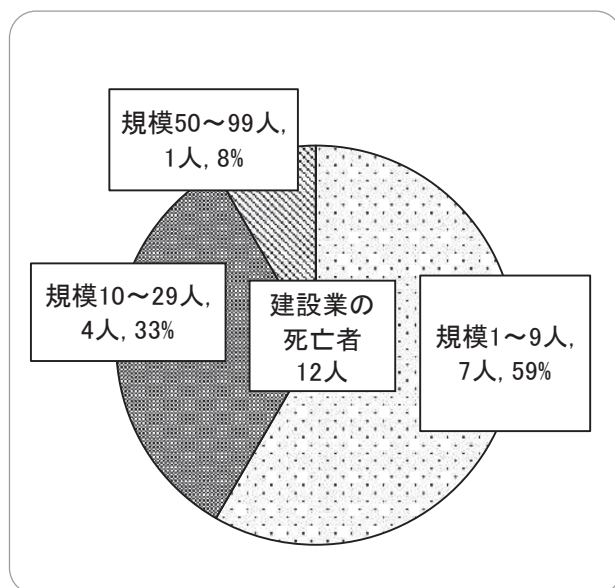
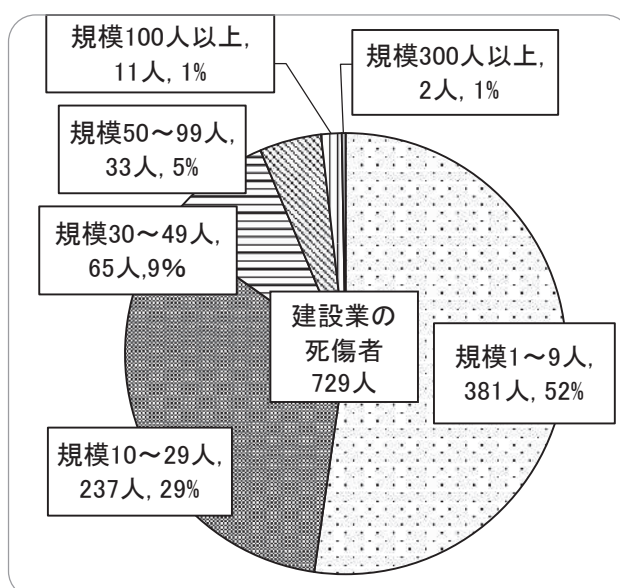


図3-2 令和6(2024)年 規模別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事業場規模別の死亡者数は図3-1のとおり、事業場規模1～9人の事業場で7人(59%)、10人以上30人未満の事業場で4人(33%)、50人以上100人未満の事業場で1人(8%)となった。

事業場規模別の休業4日以上死傷災害は図3-2のとおり、1～9人の事業場が381人と最も多く建設業全体の52%を占め、次いで事業場規模10～29人の237人(29%)、30～49人が65人(9%)の順であり、建設業の死傷災害全体の9割以上が規模50人未満の規模において発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和6(2024)年 年齢階層別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

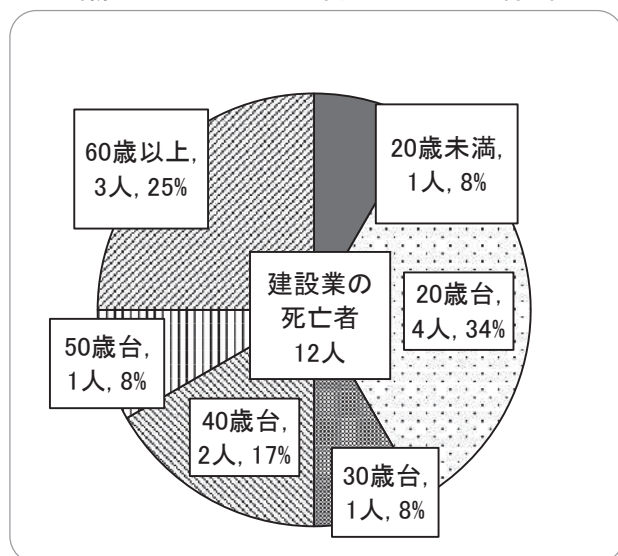
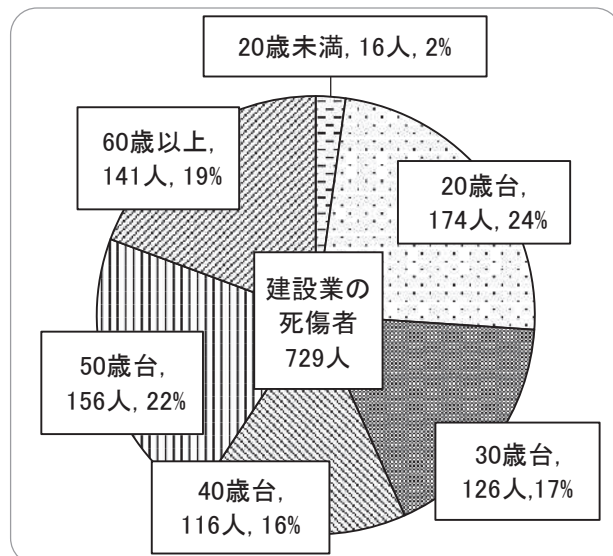


図4-2 令和6(2024)年 年齢階層別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



年齢階層別の死亡者数は図4-1のとおり、20歳未満1人、20歳台4人と例年に比べて若年層に多く発生し、60歳台が3人、40歳台が2人、30歳台、50歳台が各1人であった。

年齢階層別の死傷者数は図4-2のとおり、20歳台が174人と最も多く、次に50歳台が156人、その次に60歳以上が141人となっている。近年は、20歳未満、20歳台と若年層で多く発生していることから教育を十分に行う必要性があるほか、高年齢労働者の労働災害防止のため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称「エイジフレンドリーガイドライン」)の普及を促進しているところである。

5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和6(2024)年 経験年数別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

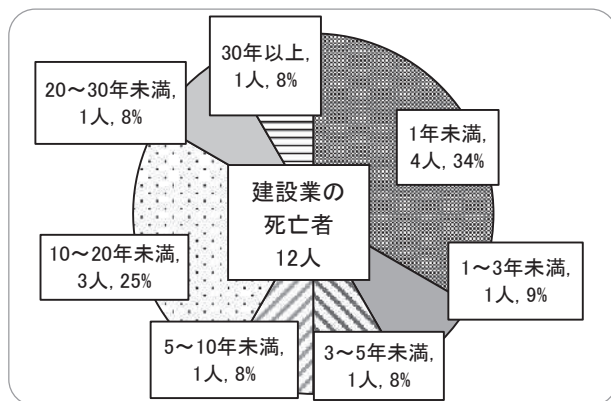


図5-2 令和6(2024)年 経験年数別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

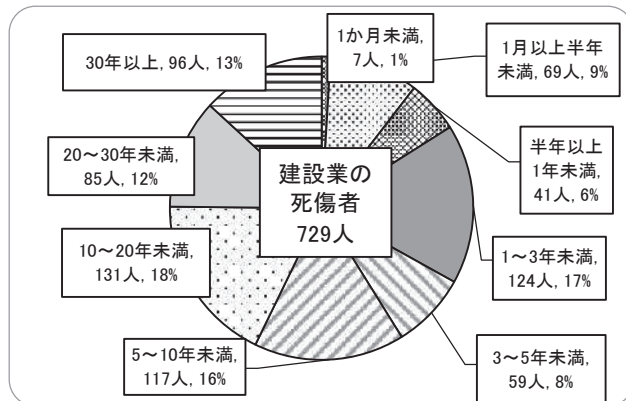
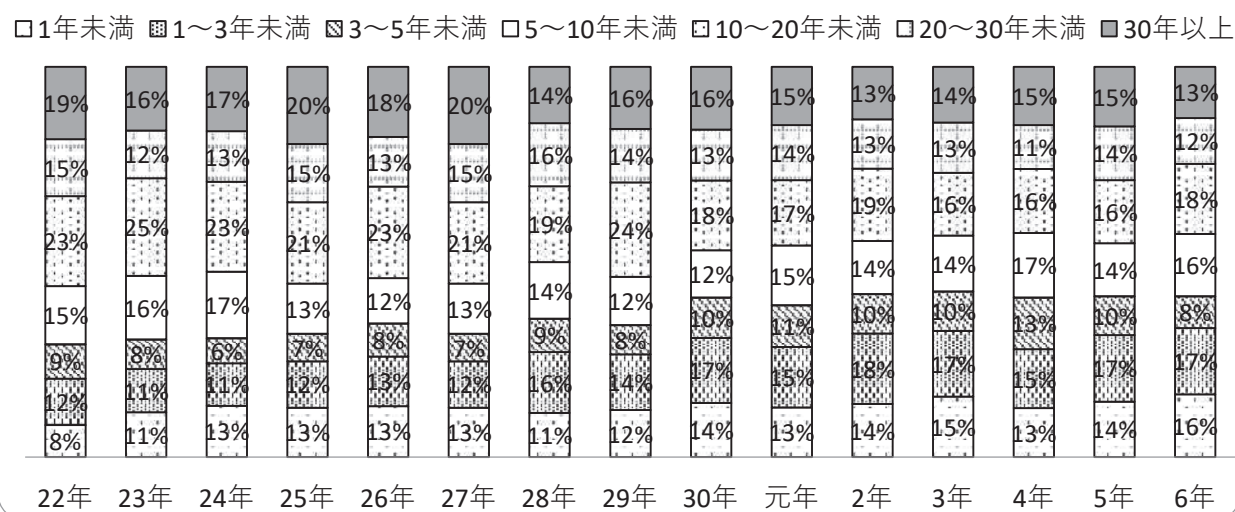


図5-3 経験年数別の死傷者数推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



経験年数別の死亡者数は図5-1のとおりであり、1年未満の経験者が最も多い4人(34%)となっている。1～3年、3～5年未満を合わせると全12人のうち半数に及んでいる。

死傷者数は図5-2のとおりであり、経験年数に関わらず死傷災害が発生していることがわかる。

また、図5-3のとおり、死傷者数全体に占める1年未満と5～10年、10～20年の割合は増加に転じている。若年層や経験年数の浅い労働者に対する安全衛生教育の充実が必要であり、また、就業人口の高齢化に対応するため、「エイジフレンドリーガイドライン」による措置を建設現場で取り組む必要がある。

6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

図6-1 令和6(2024)年 現場入場日数別死亡者数

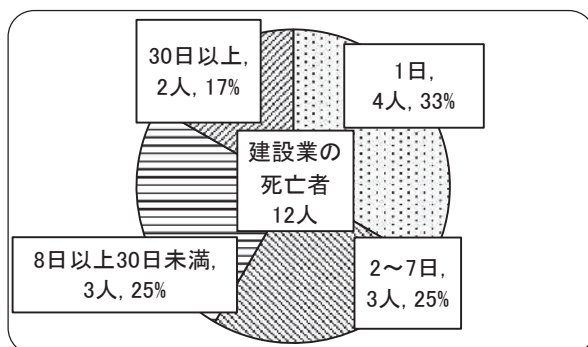
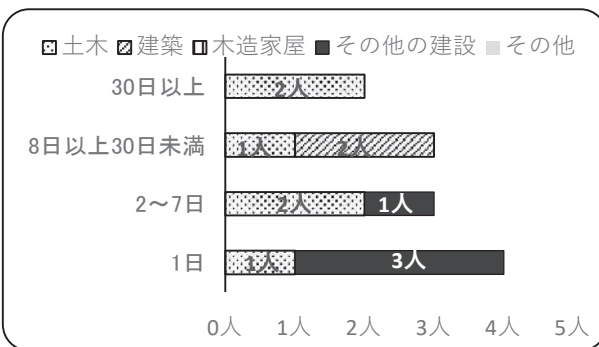


図6-2 令和6(2024)年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は図6-1のとおりである。入場7日以下で発生した災害が半数を占めており、新規入場者教育の徹底等が必要である。工事種別発生状況は図6-2のとおりで、最も多い30日以上において土木工事業で2人となっている。

7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和6(2024年)事故の型別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

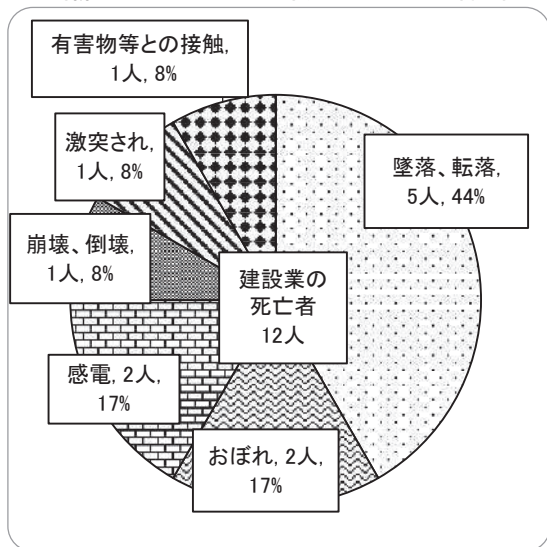
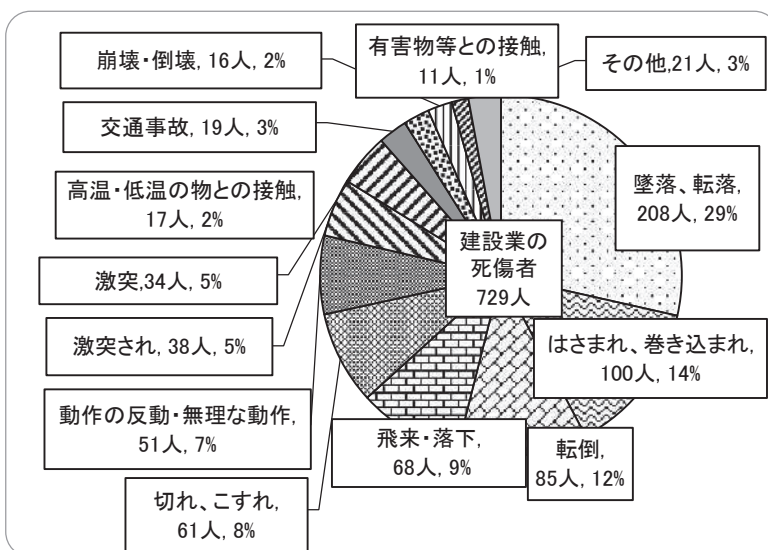


図7-2 令和6(2024)年 事故の型別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事故の型別の死亡者数は図7-1のとおり、「墜落、転落」によるものが5人(44%)と最多である。

事故の型別の休業4日以上死傷者数は図7-2のとおり、「墜落、転落」が208人(29%)と最も多く、約3割を占めている。次いで「はさまれ、巻き込まれ」100人(14%)、「転倒」85人(12%)、「飛来、落下」68人(9%)、「切れ、こすれ」61人(8%)と続いている。

死亡災害、死傷災害ともに墜落、転落災害が最も多く発生していることから、足場の点検の確実な実施等(令和5年10月1日施行)及び一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)に係る対策の強化が図られた。併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正されている。

8 起因物別の災害発生状況

図8-1 令和6(2024)年 起因物別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

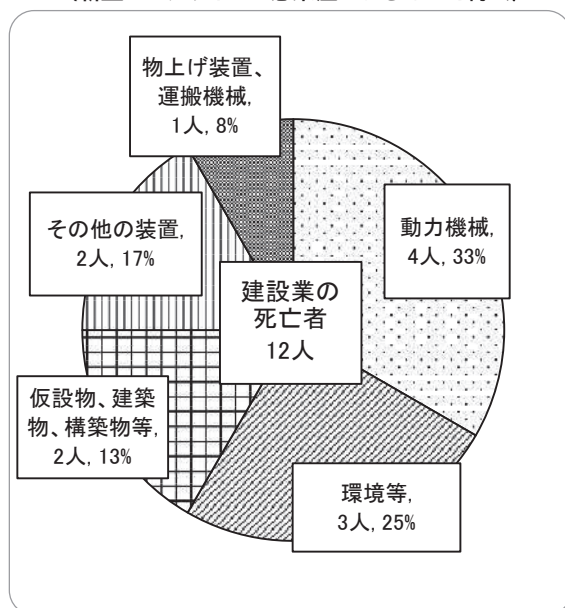
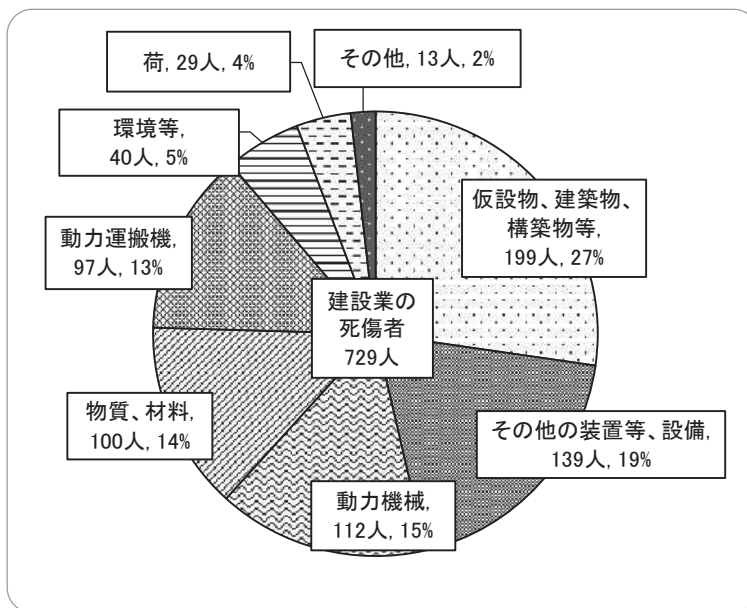


図8-2 令和6(2024)年 起因物別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



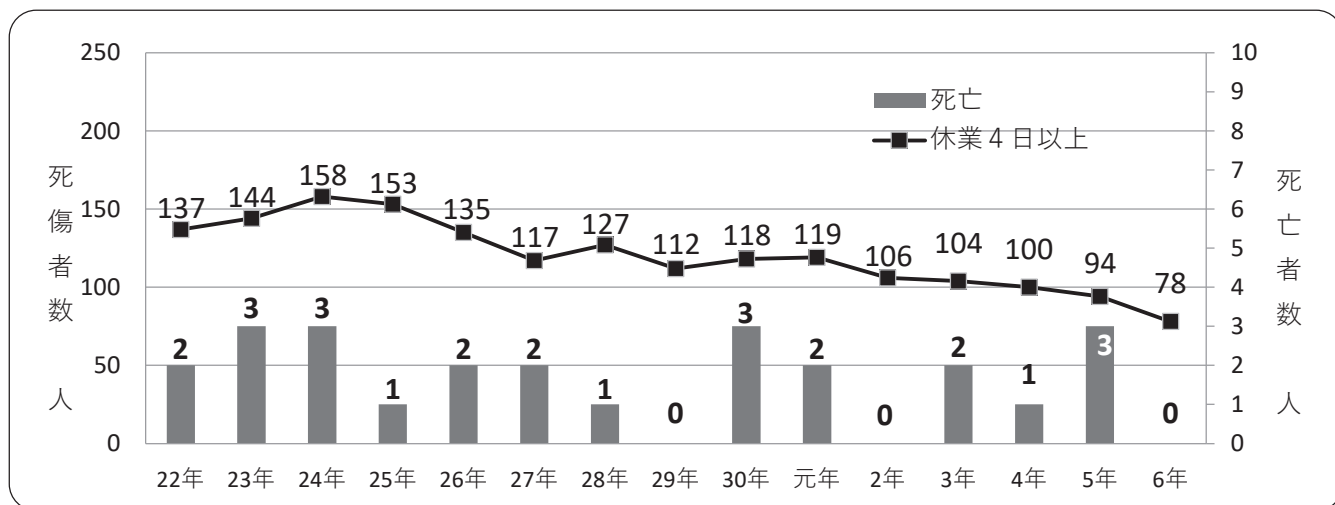
起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落、転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、199人で全体の約3割を占めた。次いで、脚立、はしご、ロープ等を含む「その他の装置等、設備」139人(19%)、木材加工用機械、建設機械等を含む「動力機械」112人(15%)、「物質、材料」100人(14%)、「動力運搬機」97人(13%)と続いている(図8-2)。

9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数の推移（平成22年～令和6年）



木造家屋等建築工事における労働災害は、図9-1のとおり長期的に減少傾向にあり令和6年は死亡災害ゼロを達成した。さらに、休業4日以上 の休業災害は、78人と前年比16人(17%)の減少となり、過去最少を更新した。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落、転落」災害を防止するには、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」が重要であると同時に、躯体と足場との間の墜落危険箇所を可能な限りなくすことや安全な昇降設備を設けることも重要である。

また、令和5年10月1日から足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が順次施行され、一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)等対策の充実強化が図られ、併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正された。

図9-2 令和6(2024)年 事故の型別の死傷者数

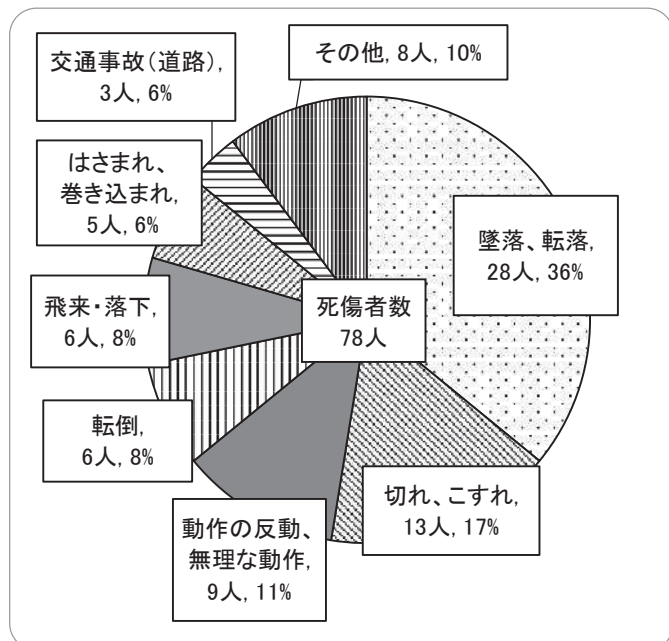
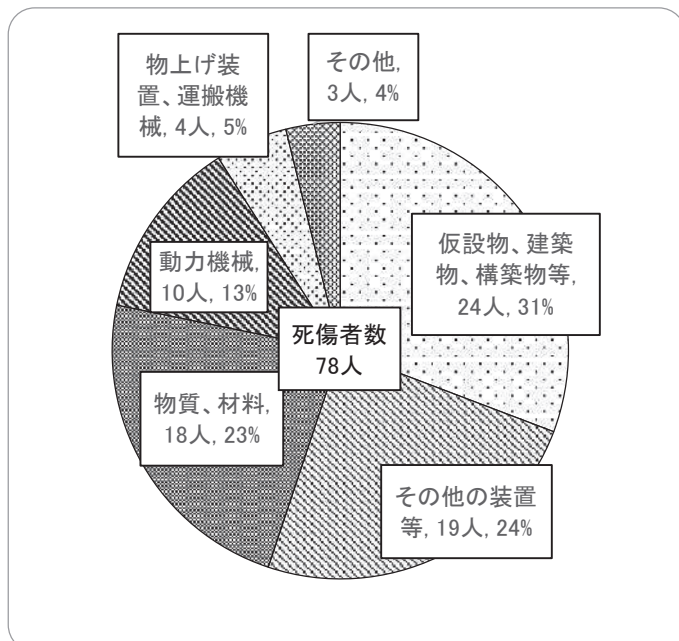


図9-3 令和6(2024)年 起因物別の死傷者数



木造家屋等建築工事における休業4日以上 の死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落、転落」が28人と最も多く36%を占めており、続いて、「切れ、こすれ」13人(17%)、「動作の反動、無理な動作」9人(11%)、「転倒」、「飛来・落下」が各6人(8%)となっている。

また、起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」が24人と最も多く31%を占めており、続いて、手工具、はしご、脚立を含む「その他の装置等」19人(24%)、「物質、材料」18人(23%)、木材加工用機械、建設機械等を含む「動力機械」が10人(13%)となっている。

10 公共工事等における災害発生状況

図10-1 公共工事等における死亡者数・比率
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

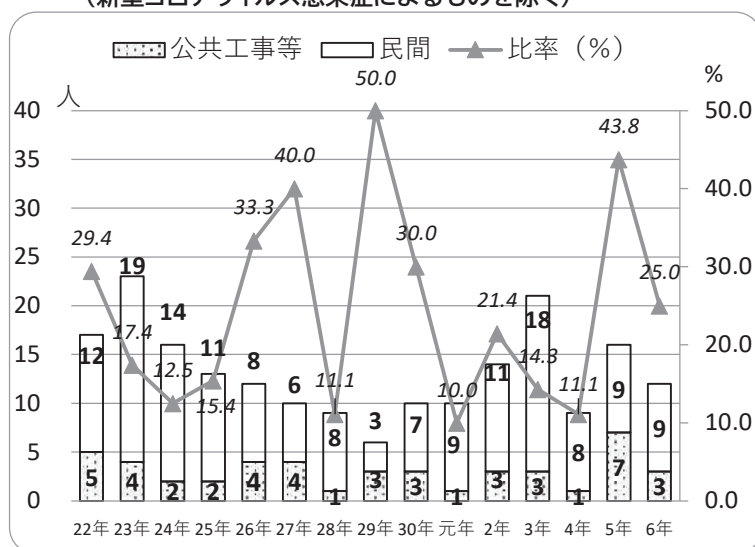
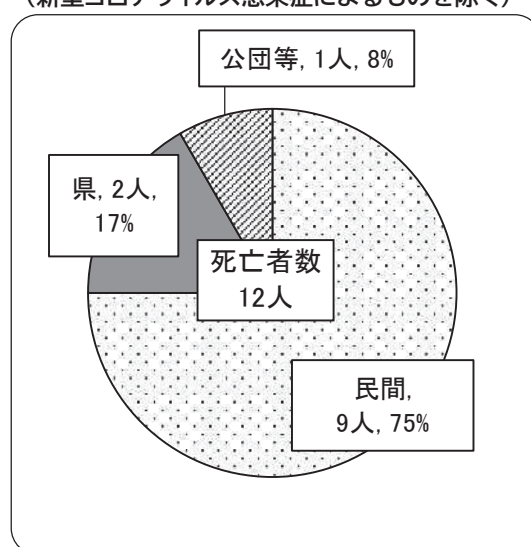
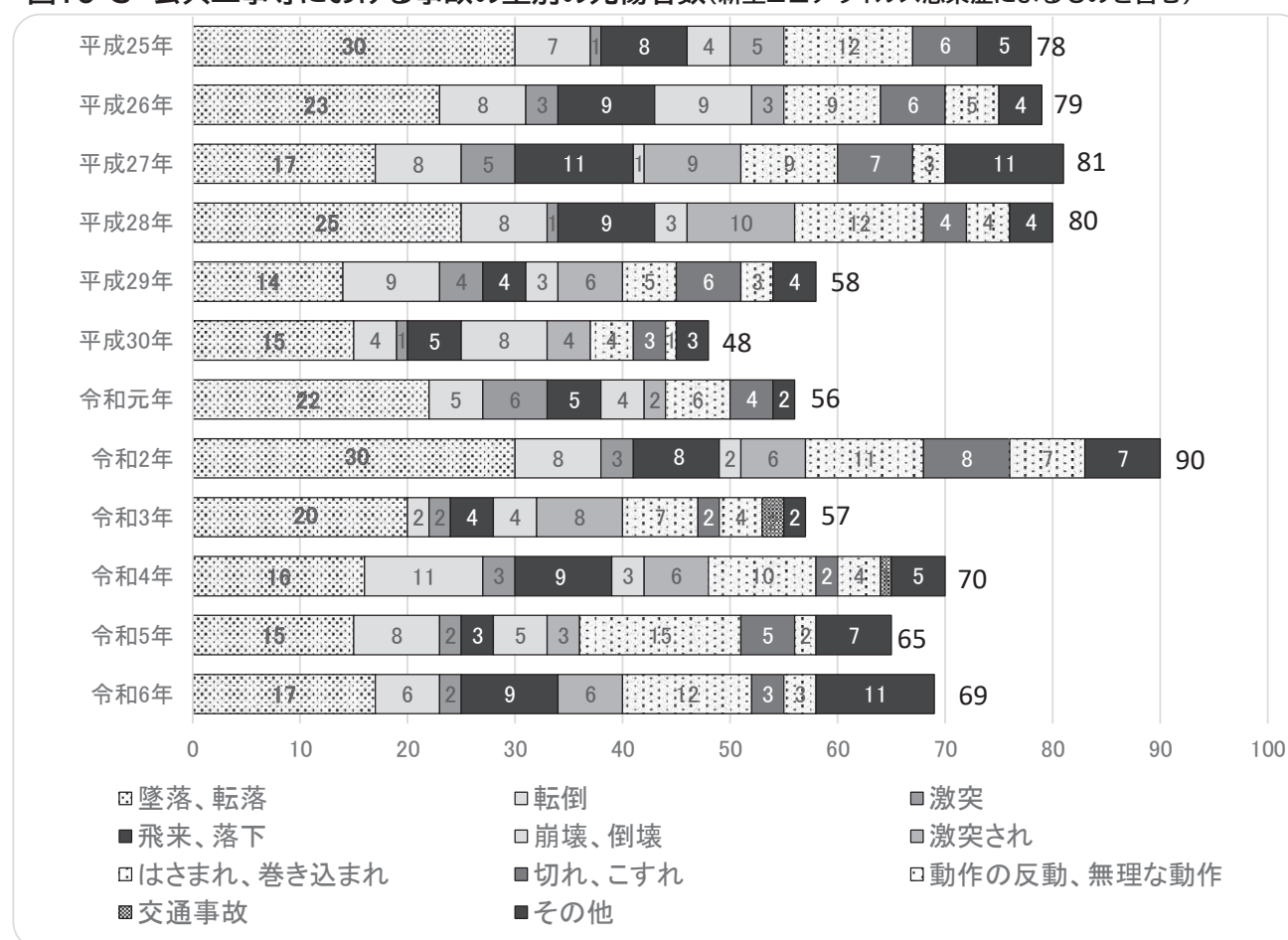


図10-2 令和6年 発注者別死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



令和6年の建設業における死亡者12人のうち、公共工事等で発生したのは3人(25.0%)であった。

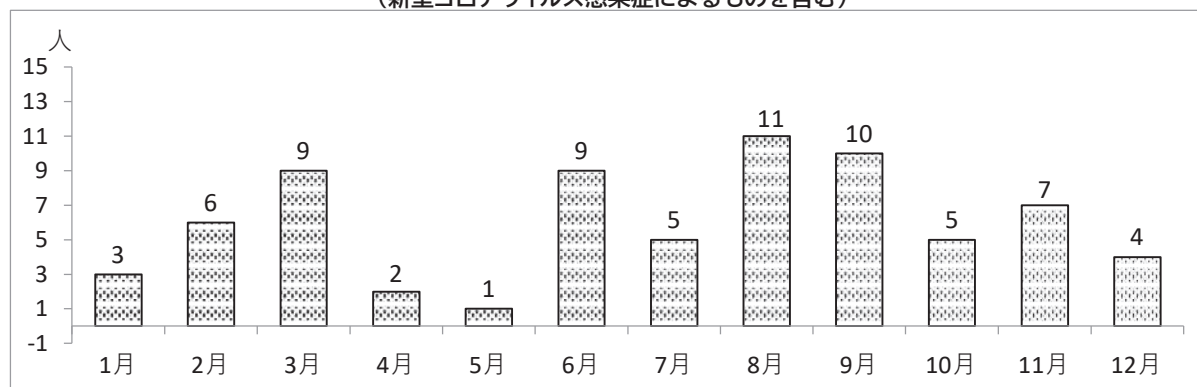
図10-3 公共工事等における事故の型別の死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



令和6年の公共工事等における休業4日以上死傷者69人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が17人(24.6%)、「はさまれ、巻き込まれ」が12人(17.4%)、「飛来・落下」9人(13.0%)、「転倒」と「激突され」が各6人(8.7%)となった。

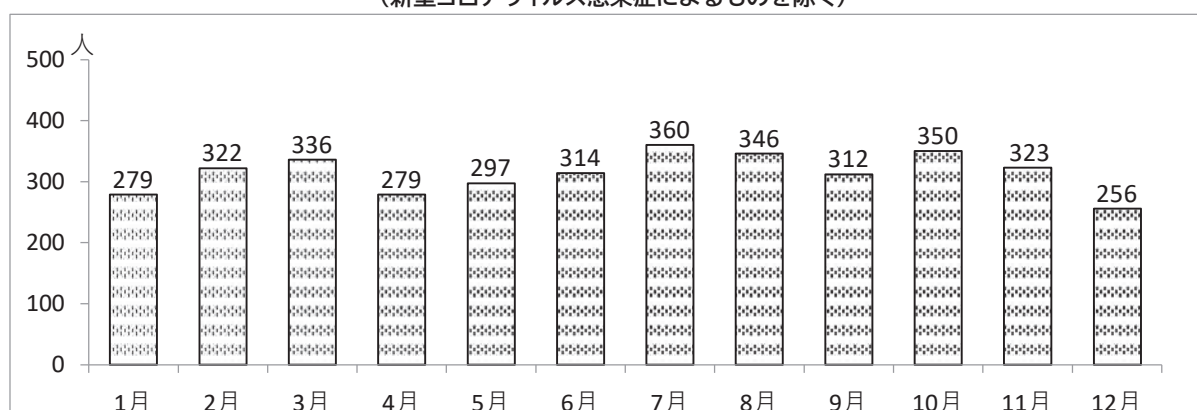
11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(令和2年～令和6年(過去5年)の月別累計)
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、8月、9月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

図11-2 月別の死傷災害発生状況(令和2年～令和6年(過去5年)の月別累計)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、7月、8月、10月に多く発生している。お盆休みがあり稼働日の少ない8月は注意が必要である。

12 外国人労働者の災害発生状況

図12-1 令和6年 外国人労働者の災害発生状況(全産業)

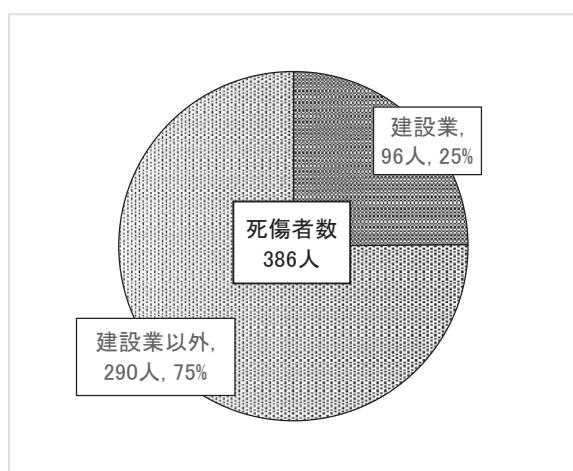


図12-2 令和6年 外国人労働者の災害発生状況(建設業)

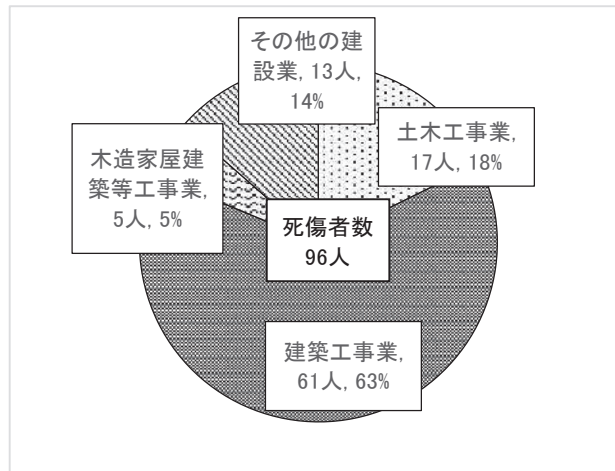


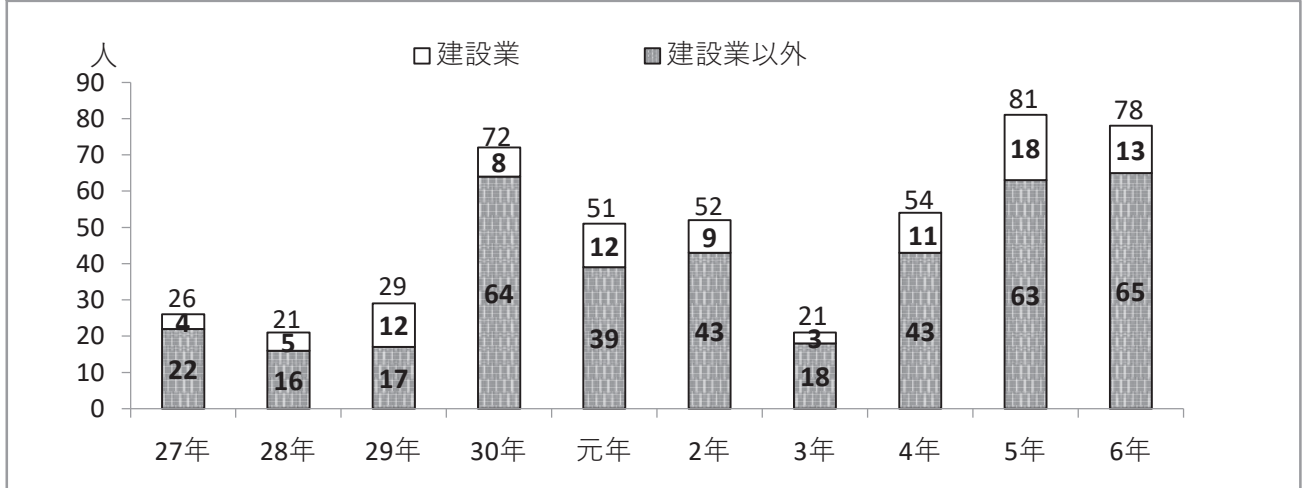
図12-1のとおり、令和6年の休業4日以上全産業における外国人労働者の死傷者数は、386人で、そのうち建設業では、96人(25%)発生している。

建設業における内訳は、図12-2のとおり、建築工事業で61人(63%)と最も多く発生している。

近年、外国人労働者の就業人口が増加し、労働災害も増加する傾向にあることから、災害防止の取組として母国語による教育の実施や作業指示の際のコミュニケーションの配慮が必要である。

13 熱中症災害発生状況

図13-1 平成27年～令和6年 熱中症災害発生状況(年別業種別死傷災害発生状況)



全産業における令和6年の熱中症による休業4日以上死傷者数は図13-1のとおり、78人と前年に比べて減少したものの、過去10年で2番目に多い数値となった。

建設業も同様の傾向で、令和6年は13人発生しており、前年に比べて減少したものの、過去10年で2番目に多い数値となった。

図13-2 令和2年～令和6年 熱中症による時間帯別死傷者数(全産業)

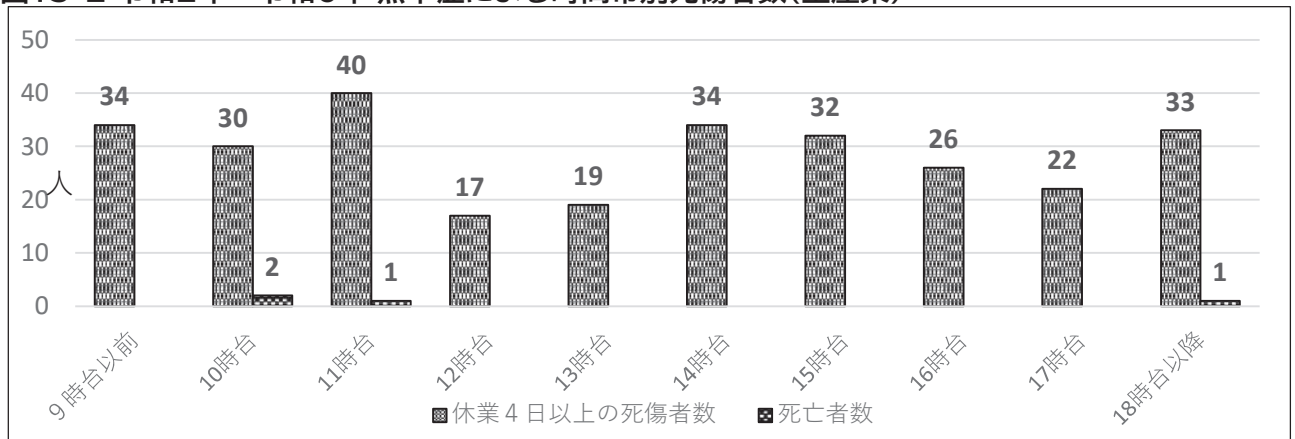


図13-2のとおり、全産業における過去5年の時間帯別の死傷者数をみると、11時台で最も多く発生し、次いで14時台となっているが、日中だけではなく9時台以前、18時台以降にも多数発生している。日中の現場作業終了後に会社事務所に戻ってから、又は帰宅してから体調が急変・悪化するケースも認められる。

図13-3 令和6(2024)年の年代別の熱中症死傷者数(全産業)

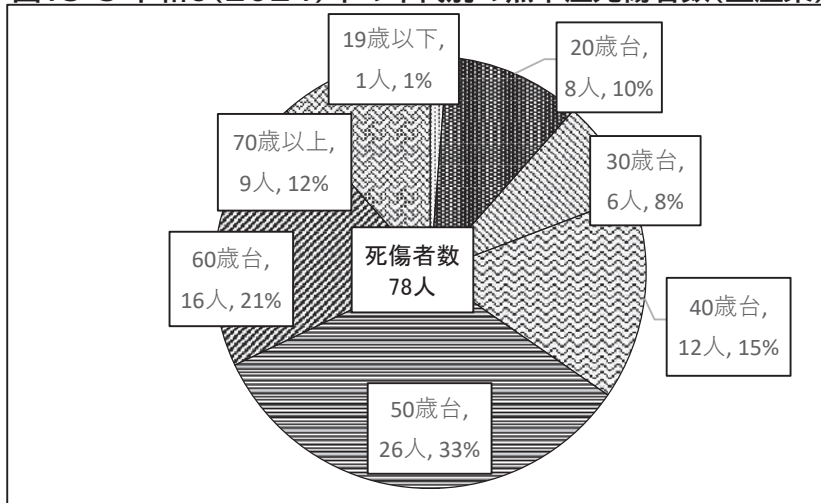


図13-3のとおり、全産業における令和6(2024)年の年代別の死傷者数をみると、50歳台が最も多く26人(33%)となっている。例年50歳台以上の被災者の割合が65%以上となっていることから、高年齢労働者に対し、より一層の対策・配慮が必要な状況となっている。平成29年以降展開している「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の取組を行う必要がある。

14 令和6年 建設業における死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	1月 17時頃	その他の建設工事業 ～9人 25歳～29歳	化学設備 有害物等との接触	【発生状況】 ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコープで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。 【災害防止のポイント】 ①ガス管撤去工事等の特殊工事においては、十分に事前打ち合わせを行い、あらかじめ定められた作業標準、手順等により実施すること。 ②ガスを含め、酸素欠乏症等の窒息危険作業に当たっては作業教育訓練を行い、酸欠に対しての意識を高めること。 ③ガスが漏れる可能性のある作業においては、酸素濃度を十分に保つため、換気を行うこと。
2	2月 9時頃	土木工事業 10人～29人 60歳～64歳	作業床、歩み板 墜落、転落	【発生状況】 被災者が、ダンプトラックの荷台に道板2枚を掛けて、ドラグ・ショベルをダンプトラックに積込む作業を行っていたところ、道板が荷台から外れ、同時にドラグ・ショベル及びこれを運転していた被災者が地面に墜落し、被災者はドラグ・ショベルの下敷きとなった。 【災害防止のポイント】 ①トラック荷台において車両系建設機械を積み下ろす場合には、道板等を確実に荷台に固定させてから作業を行うこと。 ②傾斜等による車両系建設機械の転倒、転落による危険を防止するため、転倒時保護構造（堅固な運転室）を備えた車両系建設機械の導入に努めること。 ③車両系建設機械の運転時にはシートベルトを確実に着用すること。
3	3月 11時頃	その他の建設業 ～9人 20歳～24歳	足場 墜落、転落	【発生状況】 足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れ、足場上（高さ約10m）から墜落した。 【災害防止のポイント】 ①墜落転落防止措置 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、作業の順序等を決定し、安全帯の使用をすること。 ②足場の解体作業時の管理体制 足場の組立等の作業主任者を選任し、作業方法等を決定し、直接指揮の下、作業の進行状況、安全帯の使用状況を監視すること。 ③作業指揮者による安全な作業手順の徹底 墜落転落の危険のある個所における作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に安全な作業手順による作業を直接指揮させること。

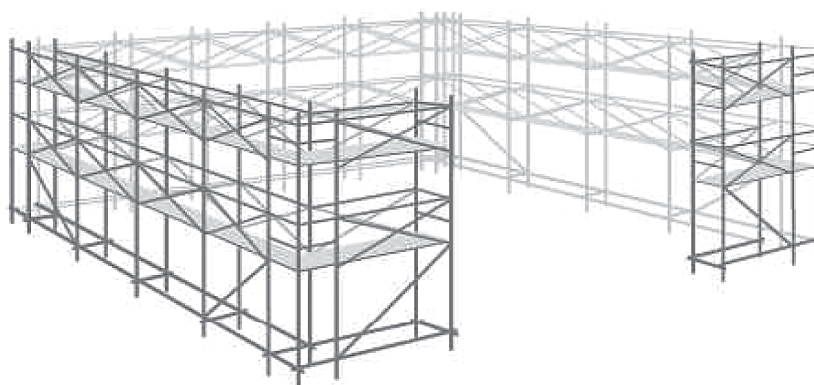
番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	7月 16時頃	土木工事業 ～9人 20歳～24歳	締固め用機械 墜落、転落	【発生状況】 生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械（ローラー）を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8mの高さから当該機械ごと転落し、運転していた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。 【災害防止のポイント】 ①ローラー車を用いて作業を行うときは、転落等の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の調査を行い、作業場所の状況に適応した作業計画（運行経路、作業方法等）を定めて作業者に周知し、当該作業計画により作業を行わせること。 ②ローラー車の転落等の危険を防止するため、誘導者を配置して誘導を行わせ、又は転落危険箇所等に標識を設置する等により、運転者に危険箇所を認識させること。
5	8月 15時頃	その他の建設業 ～9人 40歳～44歳	高所作業車 感電	【発生状況】 送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業者が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作しブームを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。 【災害防止のポイント】 ①架空電線に近接した場所で伐採等作業を行うときには、感電の危険による災害を防止するため、作業開始前に、絶縁用防護具の装着状況及びひび、割れ等の損傷の有無を確実に点検すること。 ②上記①の点検の結果、異常があった場合には、速やかに電力事業者に報告すること。 ③高所作業車の作業計画については、感電の危険を踏まえた離隔距離を明確にして、なるべく書面で作成し、高所作業車の運転手等関係者に対して確実に周知すること。
6	8月 10時頃	その他の建設業 ～9人 25歳～29歳	その他の電気設備 感電	【発生状況】 生コンプラント内の補修工事において、被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を持ったところ、うめき声が上がリ硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したもの。 【災害防止のポイント】 ①単なる延長コードではなく、漏電しゃ断器を内蔵したコードリールを使用すること。 ②発汗する場合や、湿った場所、金属製の床等で移動式電気機械器具を用いる際には、床面にゴム板を敷いて、その上で作業すること。 ③既設のアース線があれば、必ずそれに器具のアース線を接続すること。 ④アース線がない場合には金属製の管等を活用する等してアース線を設け、それに接続すること。また、できるだけ、二重絶縁した電気機械器具を用いること。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	9月 10時頃	建築工事業 10～29人 15歳～19歳	掘削用機械 激突され	【発生状況】 解体工事現場においてドラグ・ショベルで床掘する作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床で地表のドラグ・ショベルの運転手に無線で指示していたところ、誤ってドラグ・ショベルの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差でお互い目視確認できない状態であった。 【災害防止のポイント】 ①車両系建設機械による作業を行うときには、当該機械に接触することによる危険が生ずる箇所に作業者を立ち入らせないこと。 ②やむを得ず立ち入らせる場合には誘導者を配置し、車両系建設機械等を誘導させること。また、誘導者は車両系建設機械の運転資格者等十分な知識及び経験を有する者とする。こと。 ③車両系建設機械及び関係作業者の可動範囲、接触防止措置を明確にした作業計画をあらかじめ書面で作成し、関係者に対して確実に周知すること。
8	9月 13時頃	その他の建設業 ～9人 60歳～64歳	足場 墜落、転落	【発生状況】 被災者は、商業ビル内の電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり高さ約1m墜落した。 【災害防止のポイント】 ①高さ2メートル未満の作業であっても、作業者の墜落・転落による危険を防止するため、より安定度の高い足場等を使用すること。 ②リスクアセスメントの見直しを図ること。 ③足場作業における災害事例を踏まえた安全教育を行うこと。
9	9月 16時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	水 おぼれ	【発生状況】 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。 【災害防止のポイント】 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平成20年10月)に基づき、次の対応等を行うこと。 ①現場の特性に応じた事前把握 ②作業中止基準、再開基準の設定・周知 ③迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施 ④日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
10	9月 16時頃	土木工事業 ～9人 45歳～49歳	水 おぼれ	【発生状況】 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。 【災害防止のポイント】 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平成20年10月)に基づき、次の対応等を行うこと。 ①現場の特性に応じた事前把握 ②作業中止基準、再開基準の設定・周知 ③迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施 ④日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底
11	11月 16時頃	土木工事業 ～9人 60歳～64歳	不整地運搬車 墜落、転落	【発生状況】 被災者が土砂の運搬のためキャリアダンプに乗車し、土砂の積み込み場所から降ろし場所まで走行していたところ、何らかの原因により左に急旋回し、高さ12mの建造中の擁壁から、キャリアダンプと共に転落して地面に激突した。 【災害防止のポイント】 ①不整地運搬車を使用する際には、あらかじめ、場所の広さ、地形、不整地運搬車の種類、能力及び荷の種類と形状に適應する作業計画を定め、これにより作業を行わせること。 ②不整地運搬車を使用する作業については、作業指揮者を定め、上記計画に基づき、作業を指揮させること。 ③不整地運搬車が作業中、法面等から転落するおそれがある時は、車止めを設ける等転落防止の措置を講じさせるか又は、誘導者を配置してその者による誘導により作業を行わせること。 ④不整地運搬車の運転の業務についての技能及び知識の向上を図ること。
12	12月 14時頃	土木工事業 10～29人 55歳～59歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	【発生状況】 宅地造成の現場において、ドラグ・ショベル2台を用いて掘削作業中に、上段に配置したドラグ・ショベルの地盤が崩れて転落し、下段に配置したドラグ・ショベルに激突し、運転席にいた労働者が死亡した。 【災害防止のポイント】 ①事前に作業を行う場所の地形、地質等の状況を把握し、使用する機械の種類等および作業の方法について作業計画を作成し、その計画に基づき作業を行うこと。 ②路肩及び傾斜地等において、機械の転落等の危険がある場合は常時誘導者を配置し、その者に誘導させること。 ③車両系建設機械の運行経路及び作業現場について路肩の崩壊及び不同沈下の防止、幅員の確保等転落防止措置を講じること。 ④関係作業者の安全教育を実施し、安全意識の向上を図るとともに、安全管理を徹底すること。

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

①

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

②

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

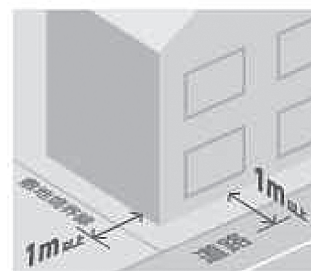
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

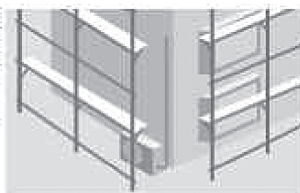
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

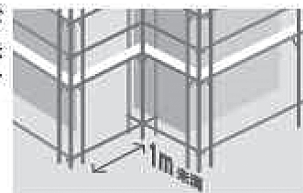


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



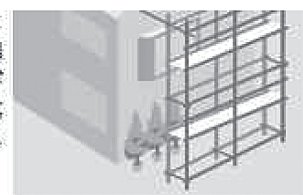
- ・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



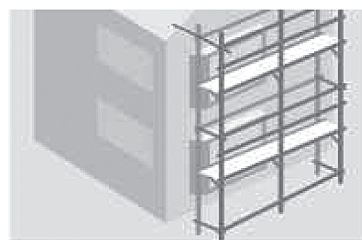
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墮落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

手すり先行工法の足場を 使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



改正のポイント

1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親網機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで確認→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

働きやすい安心感のある足場とは

P6,7 に記載する留意事項のほか、より安全な作業を行えるように必要な次の措置を講じた足場を言います。わく組足場については以下の2つの□又は◇の措置が必要です。

□交さ筋かい及び高さ 15cm～40cm の下横又は高さ 15cm 以上の幅木（これらと同等以上の機能を有する設備）

□上横（これらの措置と同等以上の機能を有する手すりわく）

◇防音パネル、ネットフレームの設置等（□と同等の措置）

わく組足場以外の足場については、右記二次元コードより確認ください。その他、墜落災害の防護のための安全ネット、飛来・落下防止のためのメッシュシート又は防音シートを設置しましょう。

強風等の悪天候時に作業を中止する場合にあっては、メッシュシート及び防音シートを折りたたむ等の足場の倒壊等を防止する措置を講じるよう努めましょう！

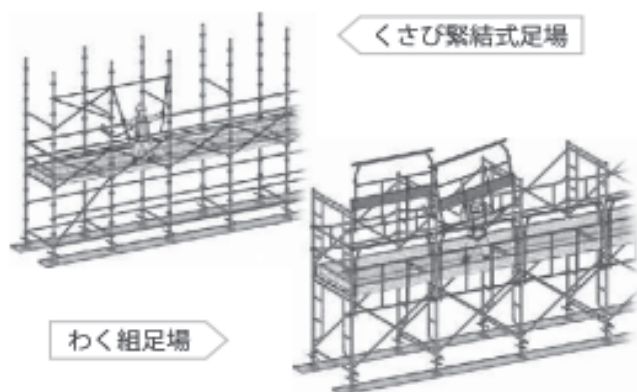
安全ネット等の性能、使用方法是こちらから▶



手すり先行工法の種類

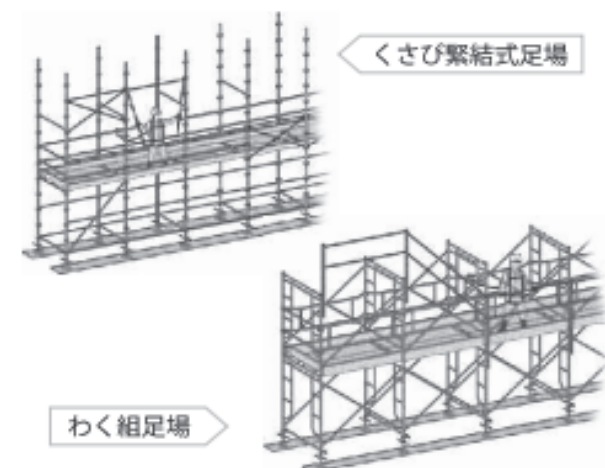
手すり据置き方式

- 足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据え置き型の手すり又は手すりわく（据置手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式
- 据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



手すり先送り方式

- 足場の組立等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（先送り手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式
- 先送り手すり機材は最上層のみに設置されることが一般的



手すり先行専用足場方式

- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式



性能

要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材

●支柱用親綱は、下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。

- ①金具等(フック)が荷重11.5kNまでに破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。
- ②荷重の最大値が14.0kN以上であること。



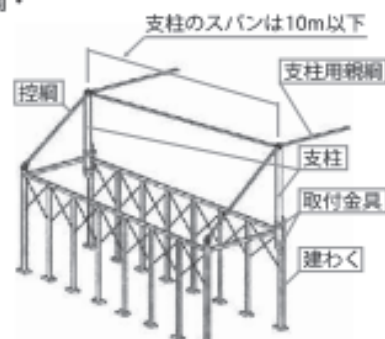
●その他、親綱機材の必要な性能はこちら



使用方法

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 支柱の取り付け等は、次に定めるところによること。
- その他、必要な情報はこちら。

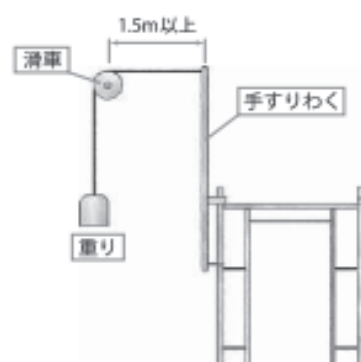
親綱機材・支柱用親綱・緊張器等の使用方法



据置手すり機材と先送り手すり機材

●下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。

- ①水平移動量が100mm以下であること。
- ②強度：水平移動量が45cm以下で、かつ、重りを30秒間保持できること。



●その他、手すりわくの必要な性能はこちら



●くさび緊結式足場用先行手すりの性能はこちら



据置手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 交さ筋かいを取り外して使用する据置手すり機材にあつては、足場の片側構面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するとき、必要な強度を有していることを確認すること。
- 以下それぞれの使用方法及び製造者が定める使用方法等により使用すること

手すりわくの使用方法



くさび緊結式足場用先行手すりの使用方法



先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。
- 足場の片側又は両側の構面に設置すること。
- わく組足場に使用する場合は、交さ筋かい及び下棧又は15センチメートル以上の幅木を設置した後でなければ上下スライドさせてはならないこと
- くさび緊結式足場に使用する場合は、手すり及び中棧を設置した後でなければ上下移動させてはならないこと
- 要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備として使用するとき、必要な強度を有していることを確認すること
- 製造者が定める使用方法等により使用すること

手すり専用足場

●鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等については、同規格に定める性能を有するものであること。

手すり専用足場は、次に定めるところにより使用

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するとき、必要な強度を有していることを確認すること

● 事前調査、各計画の策定により施工計画を策定し、

事前調査

次の事項の調査を行い、その状況を確認

＜敷地内調査＞

- ☐ 敷地内の建築物等の有無及びその状況
- ☐ 敷地の広さ、形状、傾斜、土質等の状況
- ☐ 敷地使用上の制約、障害物の存在等
- ☐ その他足場の設置に関して必要な事項

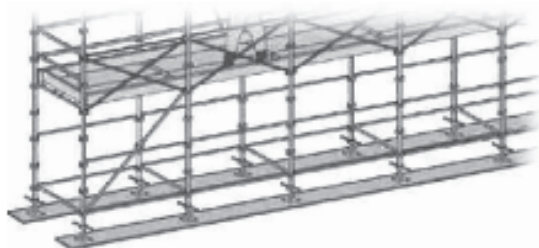
計 画

足場計画

次の事項を明らかにした足場計画を策定

- ☐ 足場の種類、足場の組立て等の作業方法
- ☐ 構造（丈夫で安心感のある構造）
- ☐ 設計荷重（足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定）
- ☐ 最大積載荷重（足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定める）
- ☐ 機材（足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認）
- ☐ 組立図（各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成）
- ☐ 点検（点検頻度、実施体制、結果の記録・保存・保存期間）

点検に関する改正労働安全衛生規則
（令和5年10月施行）の情報はこちら▶



機材管理計画

次の事項を明らかにした機材管理計画を作成

- ☐ 機材の点検（組立て・変更の作業前に）
- ☐ 規格への適合の確認（鋼管足場用の部材及び附属金具の規格等）
- ☐ 経年管理の確認（参照：平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」）



仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成

- ☐ 安全に昇降するための仮設備
- ☐ 飛来落下を防止するための仮設備
- ☐ 照明を確保するための仮設備
- ☐ 電源を確保するための仮設備
- ☐ その他必要な仮設備

工程表

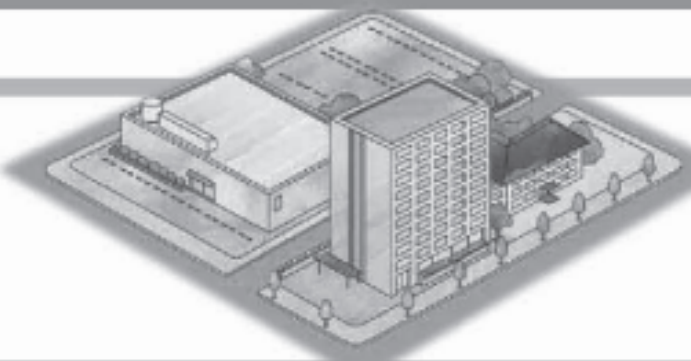
足場を使用する作業・足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成

- ☐ 各作業に関する工程
- ☐ 安全衛生管理に関する工程
- ☐ 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

関係労働者に周知しましょう！

＜周囲の調査＞

- ☐敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
- ☐架空電線の有無及びその状況
- ☐崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
- ☐道路、交通量、交通規制等の状況
- ☐工事施工上の制約等
- ☐その他足場の設置に関して必要な事項



機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械を使用する時は、次の事項を明らかにした機械計画を作成

- ☐機械の設置 (①使用する機械の種類、能力及び必要台数
②使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間
③使用する機械の搬出入の方法
④その他機械の設置に必要な事項)
- ☐機械の使用 (①機械の作業範囲及び作業方法
②機械の運行経路③機械の運転中に立入りを禁止する方法
又は誘導者を配置する方法④その他機械の使用に必要な事項)



作業計画

足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成

- ☐足場の組立ての作業の準備 (障害物等の除去方法、架空電線の防護方法、足場の基礎地盤の整備方法、周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法、機材等の搬入及び仮置き方法、その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項)
- ☐足場の組立ての作業 (①足場を構成する部材の取付けの方法及び手順②朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順③階段及び踊り場の設置方法及び設置手順④出入口等の補強方法及び補強手順⑤機械の作業方法等に応じた作業手順⑥その他足場の組立ての作業に必要な事項)
- ☐足場の解体の作業 (①取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順②機械の作業方法等に応じた作業手順③その他足場の解体の作業に必要な事項)
- ☐足場の変更の作業 (①足場の変更に関する承認方法②一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法③足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法④その他足場の変更の作業に必要な事項)

安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成

- ☐安全衛生管理体制
- ☐安全衛生教育
- ☐安全衛生活動

策定した計画に基づき、前のページで紹介した手すり先行工法の使用方法を確認し作業を行いましょう。

計画を変更する必要が生じた場合は、事前に関係者と十分に検討を行い、変更した計画を関係労働者に周知しましょう！



● 手すり先行工法を用いた足場の組立て等作業に当たり留意すべき事項

1. 足場の構造上の留意事項

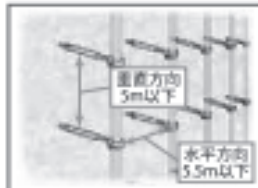
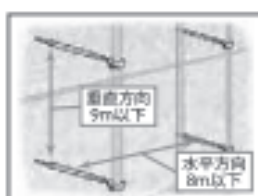
布

- 足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱との隙間が、原則として12センチメートル未満になるように設置すること
- 床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること



壁つなぎ

- 壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること
- 壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること
- 壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合にあっては、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所を取り付けること



わく組足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

くさび緊結式足場

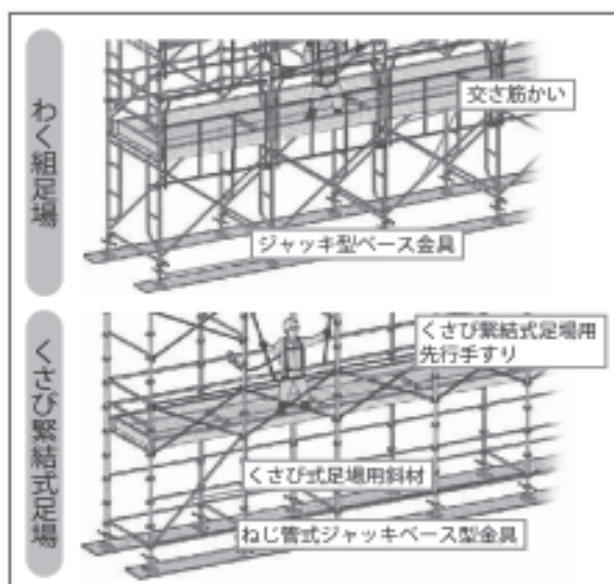
- 壁つなぎの間隔を垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

脚部

- 足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること
- わく組足場
 - 建わくの脚柱の下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さを揃えること
- くさび緊結式足場
 - 支柱の下端にねじ管式ジャッキベース型金具を配置し、支柱の高さを揃えること

筋交い

- 建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること
- わく組足場
 - 交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること
- くさび緊結式足場
 - くさび緊結式足場用先行手すり又はくさび式足場用斜材を取り付けること



2. 足場の組立て等の作業における留意事項

作業時期等の周知

- 足場の組立て等の作業に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること

立入禁止

- 足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること

手すり先行の徹底

- 手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取り外された作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること

要求性能墜落制止用器具を取り付ける 水平親網の設置等

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す場合は、水平親網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させること。また、要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親網を設置するときは、リーフレットP3の要求性能墜落制止用器具の性能・使用方法を確認すること

つり網等の使用

- 機材等を上げ下ろしするときは、つり網、つり袋、荷揚げ用のウインチ、荷揚げ用のリフト等を労働者に使用させること

特別教育の実施

- 足場の組立て等の作業に係る業務に就く労働者に対しては、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の特別教育を実施すること。また、足場を使用する作業に就く労働者に対しては、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の特別教育を実施するよう努めること

要求性能墜落制止用器具の使用

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す箇所においては、労働者に要求性能墜落制止用器具を装着させるとともに、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備に、当該要求性能墜落制止用器具を確実に取り付けさせること。また、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること
- なお、要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づいて対応すること

悪天候時の作業の中止

- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること

作業主任者の選任

- 足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に安衛則第566条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること

足場の変更

- 足場を変更する場合は、作業計画で定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材等は必ず復元すること

3. 足場の点検等に関する留意事項

点検等の実施体制

<点検者の指名>

- 安衛則第567条に基づき点検者を指名すること
- 足場の組立て作業後の点検の実施者は、
 - ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築であるものに限る。)等の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者
 - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者等十分な知識、経験を有する者を指名

<点検表の作成>

- 足場の組立て作業後の点検は足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成する

<点検・補修結果等の記録及び保存>

- 作成した点検表により点検者の氏名、点検結果、補修の内容等を記録し、必要な期間保存すること

点検等の実施

<足場の組立て等の作業の監視>

- 足場の組立て等作業主任者に安衛則第566条に規定する作業の進行状況等の監視
- 手すり先行工法の機材や要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材等の監視

<足場の組立て等の作業後の点検>

- 足場の組立て等の作業を行った後、指名された点検者は、作成した点検表を用いて安衛則第567条第2項に規定する点検を実施
- 安全ネット等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修

<作業開始前点検>

- 足場を使用する作業を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、安衛則第567条第1項の点検を実施

足場等の種類別点検チェックリスト
を活用しよう。▶



4. 足場を使用する作業等における留意事項

- 足場を使用する作業等は、点検後に開始すること
- 作業床には、最大積載荷重を超えて積載してはならないこと。
- わく組足場の建わくを昇降する行為やくさび緊結式足場の支柱を昇降する行為等の足場上での不安全行動を行わないことを安全衛生教育等により関係者に周知すること。

- 作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること
- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は下記HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



安全衛生経費について 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
お問い合わせ先 電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問合せ先

手すり先行工法等ガイドラインについて 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



[2024.6]

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

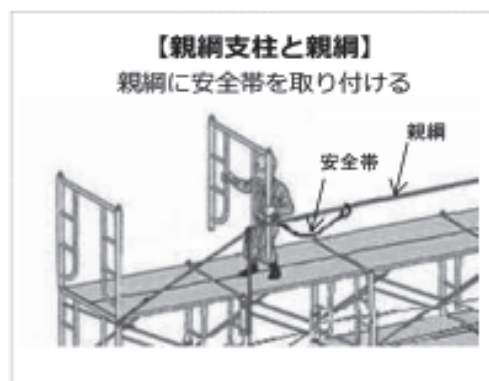
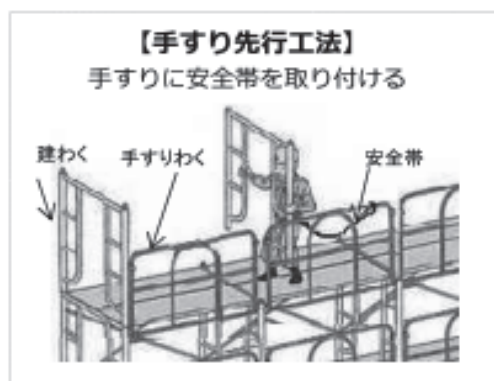
- (1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全帯取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の措置がいずれも必要です。

- ①困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ②安全帯を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全帯を安全に取り付けるための設備（安全帯取付設備）

安全帯取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。

足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全帯取付設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶ 安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶ 平成27年7月1日現在、業務に就いている方 ◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

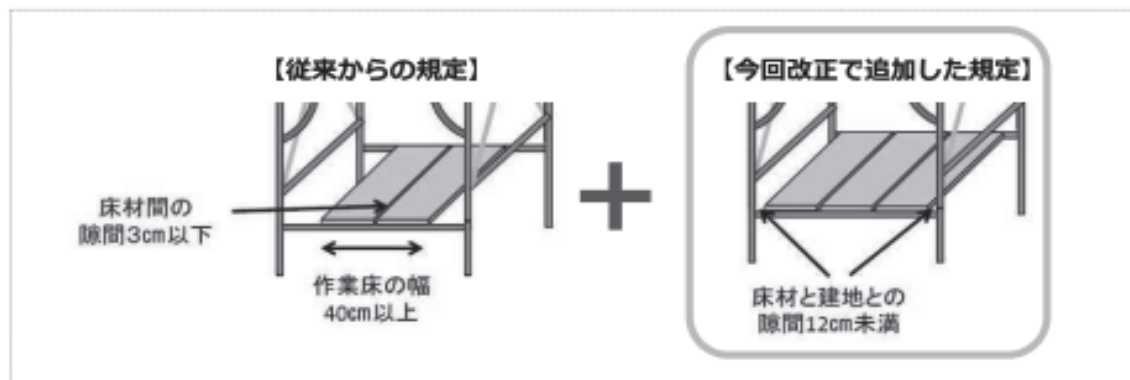
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



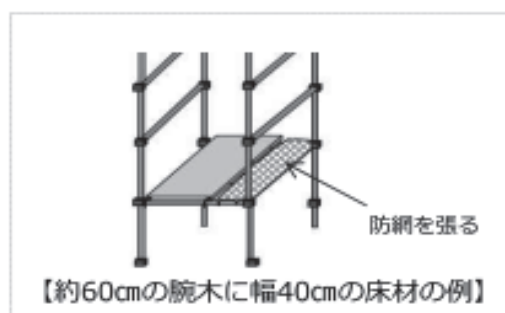
※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

<留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
 - ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものによって隙間をふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止すること。**
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。**

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

- ①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の栈もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

- ①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の栈またはこれと同等以上の機能がある設備（中栈等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

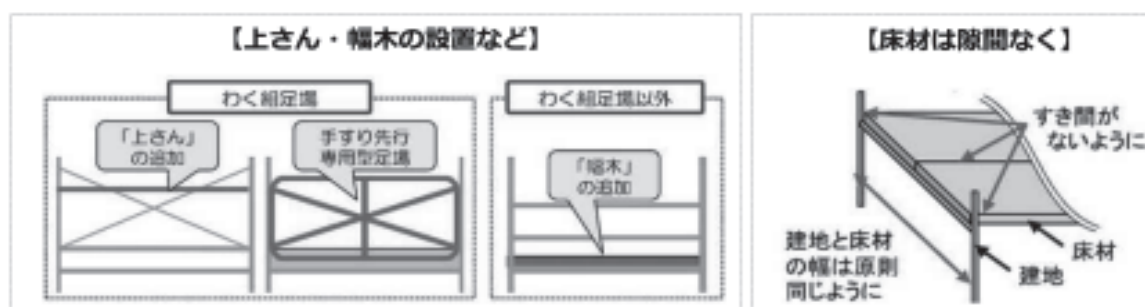
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化 検索

建設業の
労働者、事業主
の皆さまへ

墜落・転落災害を減らすため、 はしごや脚立を安全に使いましょう！

建設業で最も多い労働災害は「墜落・転落」です。死亡災害では足場からの墜落などが代表的ですが、**休業4日以上**の死傷災害でみると「はしご」や「脚立」等によるものが最多です。

はしごや脚立は身近で便利な道具ですが、過去の災害事例によると、**骨折など重篤な災害が多数発生し、1月超の休業や障害が残ったり、負傷箇所によっては死亡する場合も少なくありません。**

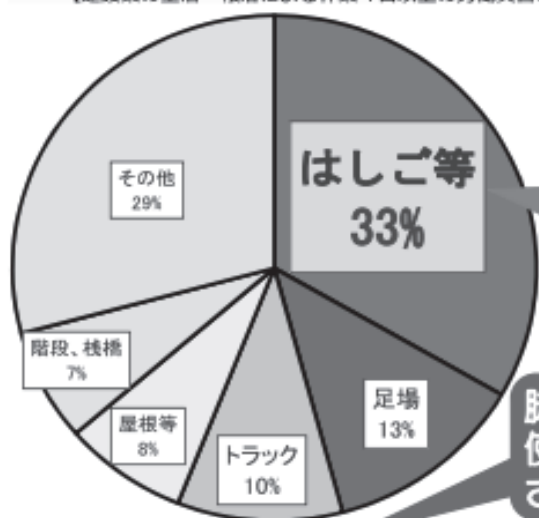
このリーフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

統計資料 「はしご等(※)」に関する災害(発生状況)

※「はしご等」とは、はしご、脚立、作業台など
(出展：平成31年～令和5年労働者死傷病報告)

①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い

【建設業の墜落・転落による休業4日以上労働災害の起因物】



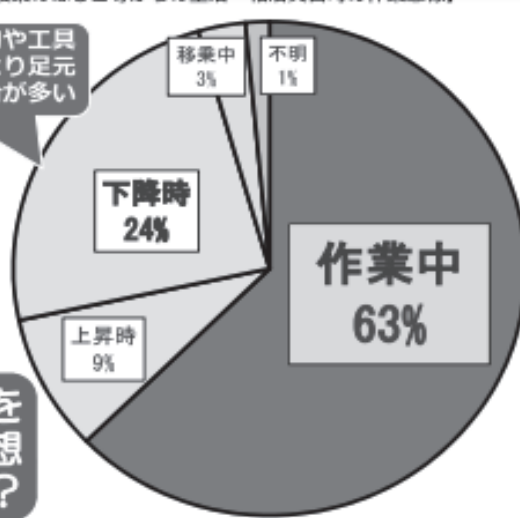
下降時の転落は荷物や工具を持っている等により足元が見えていない場合が多い

はしご等の内訳
脚立 73%
はしご 19%
作業台等 8%

脚立やはしごを使う作業が予想されるときは？

②「はしご等」からの墜落・転落は「作業中」が最も多く、次いで「下降時」が多い

【建設業のはしご等からの墜落・転落災害時の作業態様】



まずはリスクアセスメント！(作業の高さ、範囲、使用工具、作業スペース等事前調査し、危険性を特定)

検討
項目

☐ はしごや脚立の使用自体を避けられないか？

☐ 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか？

【手すり付き脚立(例)】

【可搬式作業台(例)】

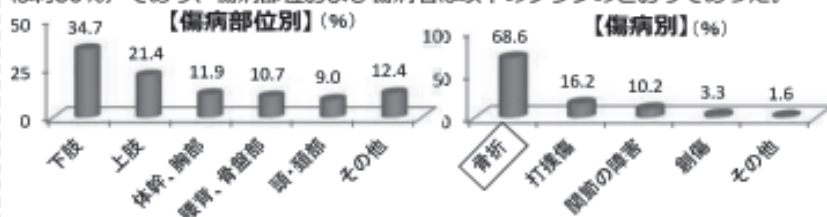
検討の結果、はしごや脚立を使う場合はさらなるリスク低減を！

※裏面チェックポイント等を利用してリスクを低減してください

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より①

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】

下肢と上肢が全体の半数以上を占める。

【傷病別】

骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害になりやすい。

神奈川県労働局管内では
現在も同様の傾向です

厚生労働省

神奈川労働局・労働基準監督署

Safework
KANAGAWA

(R6.3)

作業中のはしごや脚立から転落災害を減らすために！

作業高さに合うサイズのはしご、脚立を選択！

選び方

脚立の選択の例
（※脚立の規格は、
日本労働安全衛生協会
（労働安全衛生法））

※作業高さは、
身長160cmの方を
基準にしています

作業高さ

※作業高さ：脚立状態での作業ができる高さ
※接点までの高さ：はしご状態での地面から
接点までの高さ

作業高さ	脚立のタイプ
4.6mまで	360型
4.3mまで	330型
4.0mまで	300型
3.7mまで	270型
3.4mまで	240型
3.1mまで	210型
2.8mまで	180型
2.5mまで	150型
2.2mまで	120型
1.9mまで	90型

接点
75°

※ 脚立は思ったよりも少し
高めなサイズの方が安全に
作業ができることが多い

はしごの10のチェックポイント

- はしご上での実作業を避けた作業手順となっているか
- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）があるか
- 高さが2m以上となる場合は、安全ブロック等や墜落制止用器具（ハーネス等）を使用しているか
- ヘルメット（脱げ防止機構が有効なもの）を着用し、あごひもを締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか
- （はしごをボルトで取り付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていないか
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはないか

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認

しっかり固定！
（特に単はしご）

※ 2連や3連の伸縮は
しごの場合は、表面に
間違いないか、固定
によりロック金具が緩
んでいないか常に確認！

高さ2m以上となる場合は、
安全ブロック等や墜落制止
器具を使用しましょう！

はしご以外の支持
物に取付けて使用

こうすれば
安全

ヘルメットは
脱げ防止機構
があるものを
きちんと着用

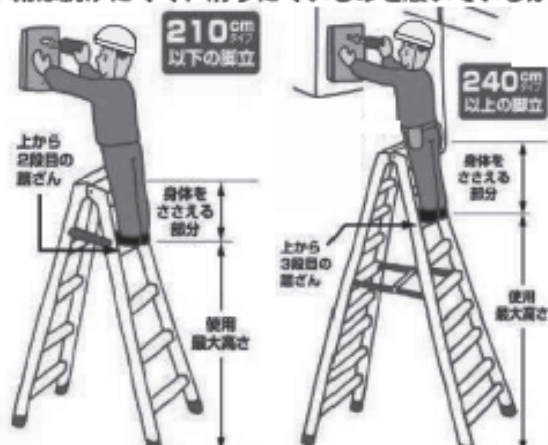
※既設はしごを使うときもチェックしましょう！

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

山崎「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央
労働安全衛生協会

脚立の10のチェックポイント

- 脚立は安定した場所（水平な場所）に設置しているか
- 開き止めに確実にロックをかけたか
- ねじ、ピンの緩み、脱落や踏みさんに明らかな傷みはないか
- 天板上に立つ、天板をまたぐ必要のない作業手順か
- 荷物を手に持って昇降する必要のない作業手順か
- 作業の際は、2段目（3段目以下がより良い）以下の踏みさんを使用しているか
- 作業の際は、身体を天板や踏みさんに当て、姿勢を安定させているか
- 頭の真上での作業にならないか
- ヘルメット（脱げ防止機構が有効なもの）を着用し、あごひもを締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく墜落制止用器具（ハーネス等）も着用しましょう！

日本労働安全衛生協会
（労働安全衛生法）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より②

建設業におけるはしごからの墜落・転落死亡災害の状況(概要)

- ・約2割が2m未満の高さから墜落
- ・約7割は、はしごを固定せずに使用
- ・55件のうち墜落制止用器具を使用していたのは1件のみ
- ・約6割が保護帽着用。このうち約3割で保護帽が脱落

資料出所：建設業における死亡災害(2011～2019)のうち、はしごを起因物とする墜落・転落災害55件を統計分析
（注）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

ヘルメットは脱げ防止機構があるものを！

ヘルメットの耳ひもとあごひもが固定されていない場合、転倒などで頭が揺れると、あごひもが耳ひも上をすべり、ヘルメットが脱落して頭部を保護できなくなることがあります。



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型（一本つり）	⊖→	胴ベルト型（一本つり）	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。
②	胴ベルト型（U字つり）	✕→	✕	
③	ハーネス型（一本つり）	⊖→	ハーネス型（一本つり）	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注4)の改正）

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

（注1）労働安全衛生法施行令 （注2）労働安全衛生規則 （注3）墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン （注4）安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2～

ガイドラインについて P 4～



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.6

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★ 墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5 ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

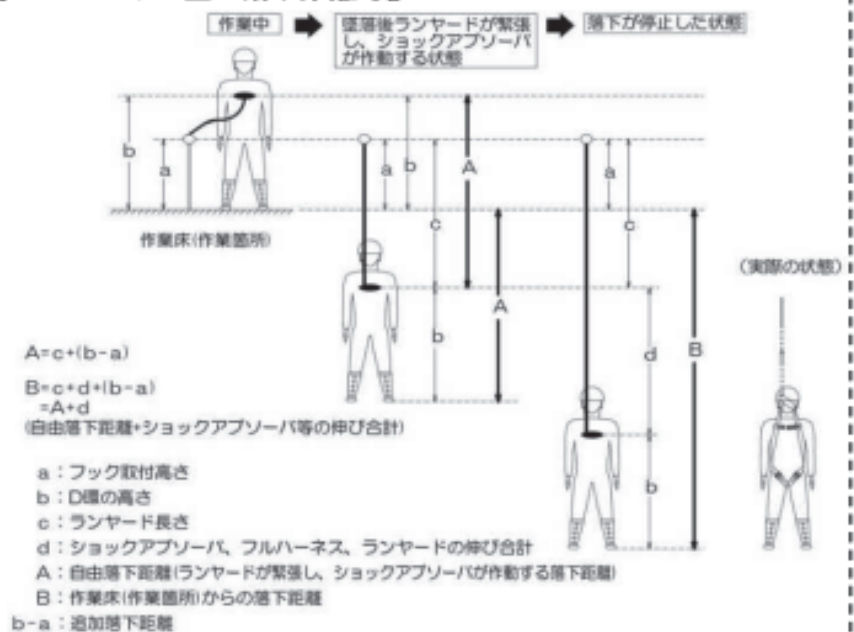
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

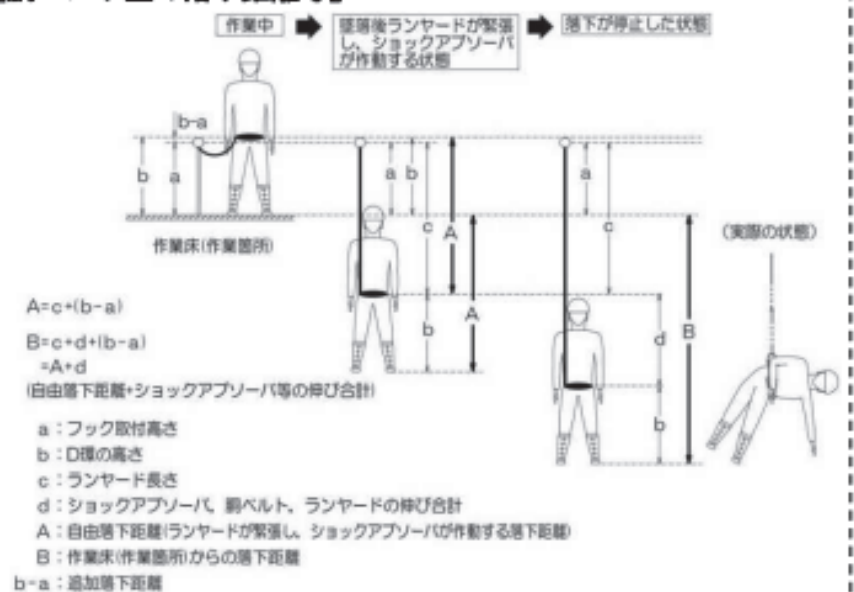
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019（平成31）年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

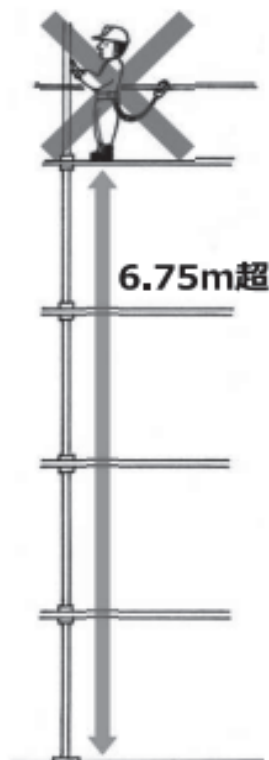
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5 m以上、柱上作業等の場合は2 m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）

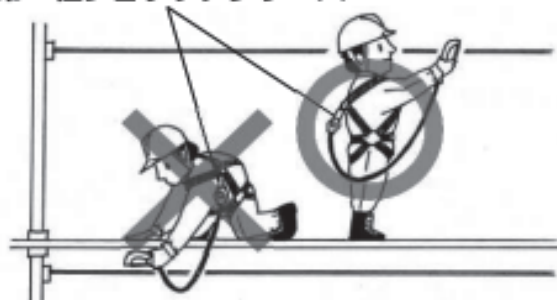


要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。）

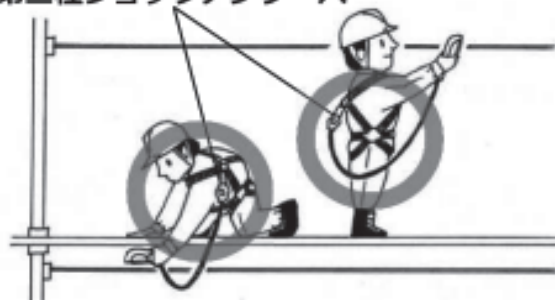
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m（＝6.75m）以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

※2 ランヤードフック等の取付高さ：0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45m、ランヤード長さ：1.7m、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2m、フルハーネス等の伸び：1m程度。

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管・廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

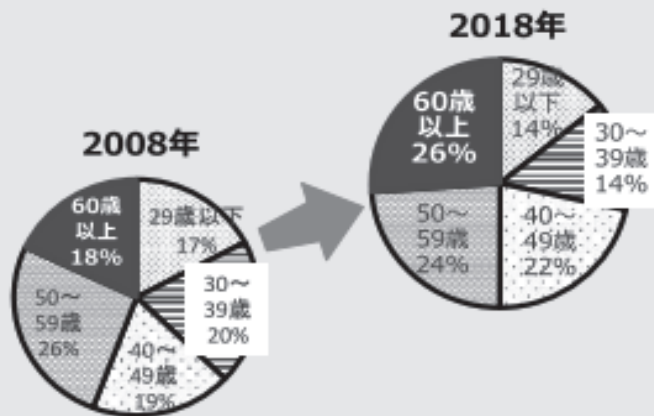
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

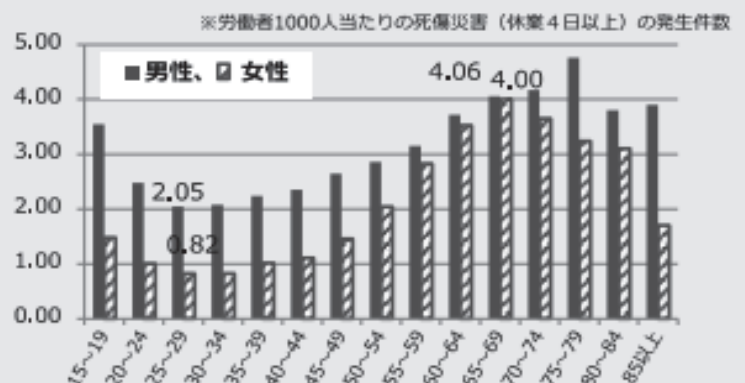
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



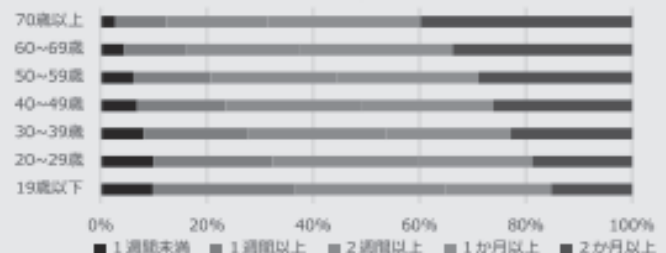
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

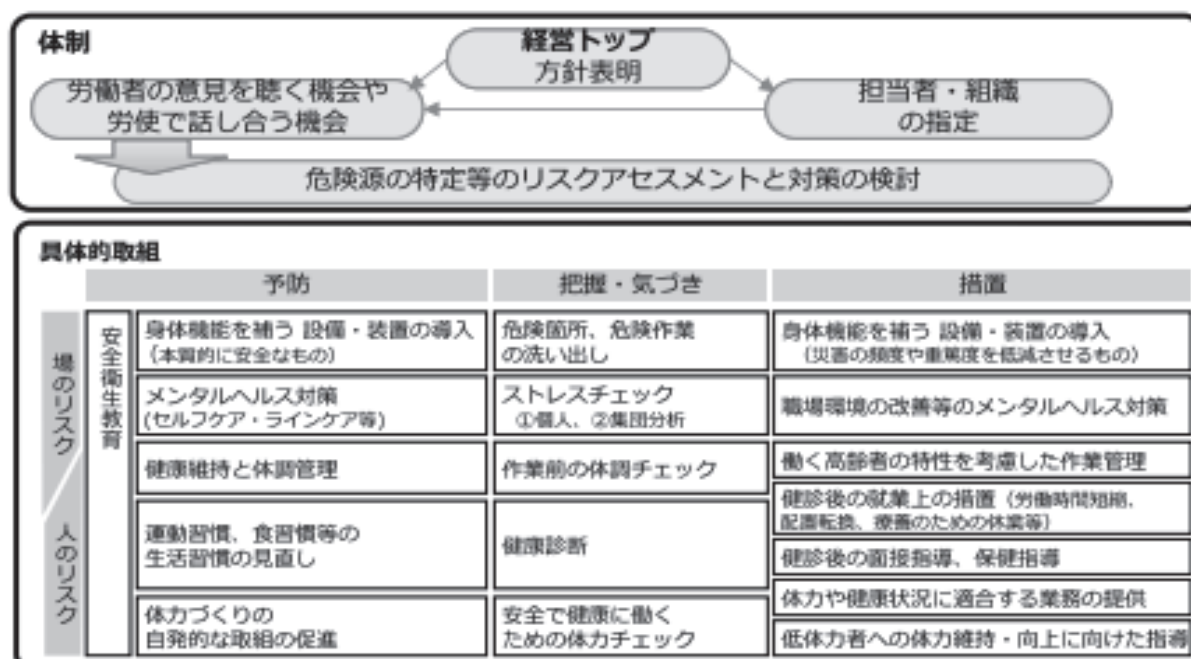
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



考慮事項

- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

考慮事項

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

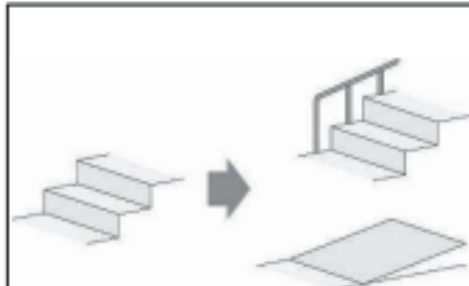
対策の例



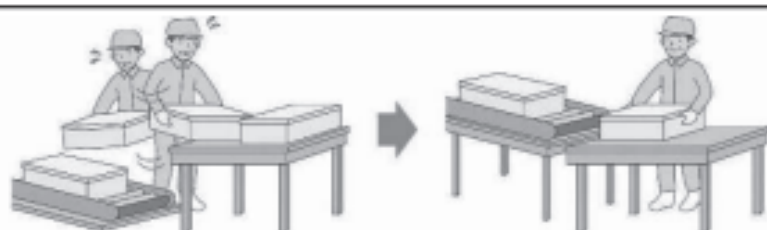
通路を含め作業場所の照度を確保する



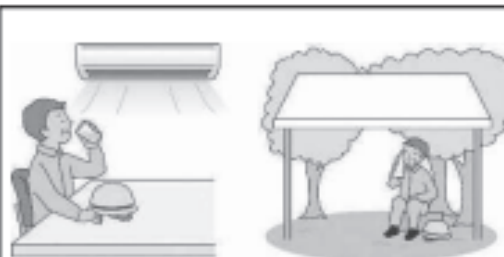
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



防滑靴を利用させる



例えば戸口に段差がある時
解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

☞対策の例☞

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

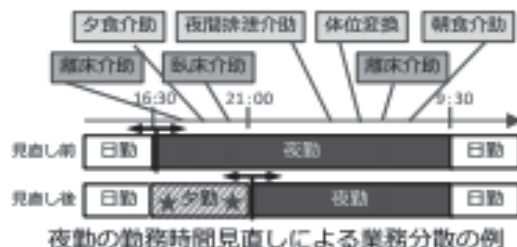
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

☞取組の例☞

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→

Ⅰ 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / sec (歩速) =

下の評価表に当てはめて → 評価

歩速	1	2	3	4	5
歩速	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.60~
歩速	~1.26	~1.46	~1.65		

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は sec / 20回

下の評価表に当てはめて → 評価

歩速	1	2	3	4	5
歩速	~24	25	29	44	48~
歩速	~26	~28	~43	~47	

③ フォンクシナリティー（動作バランス）
あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめて → 評価

歩速	1	2	3	4	5
歩速	~18	20	30	36	40~
歩速	~20	~25	~25	~29	

④ 腕振り片立ち（動作バランス）
あなたの結果は sec

下の評価表に当てはめて → 評価

歩速	1	2	3	4	5
歩速	~7	7.5	17.1	25.1	30.1~
歩速	~17	~25	~29	~30	

⑤ 腕振り片立ち（動作バランス）
あなたの結果は sec

下の評価表に当てはめて → 評価

歩速	1	2	3	4	5
歩速	~15	15.1	30.1	44.1	126.1
歩速	~30	~44	~126	~126	

身体機能計測の評価数字を
右のレーダーチャートに数字で記入

Ⅱ 身体状況（身体特性）

項目	あなたの状況	危険	注意	評価
1. 1. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
2. 2. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
3. 3. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
4. 4. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
5. 5. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
6. 6. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
7. 7. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
8. 8. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				
9. 9. 歩行時、足踏むときに足が滑りやすくなる（足が滑りやすい）				

⑥ レーダーチャート

評価結果を記入し見て下さい
（1）右の身体機能計測結果と、⑥の身体状況（身体特性）は数字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



🌀考慮事項🌀

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

🌀考慮事項🌀

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌀対策の例🌀

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

🌀考慮事項🌀

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。→言語・業種ごとの一覧（裏面）もご確認ください

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

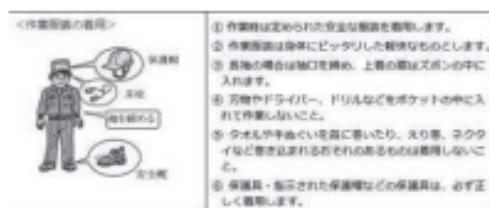


例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

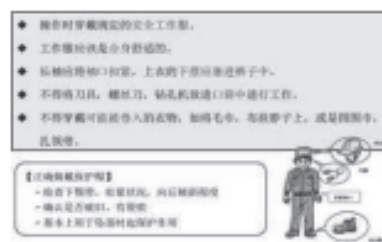
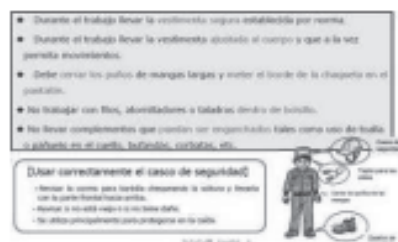
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例）安全な服装のマニュアル：14言語対応
（画像は、日本語・スペイン語・中国語）



技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

VR教材

仮想の作業場における各種危険作業を疑似体験（VR体験）できる体験会を開催予定（無料）です。開催案内は、厚生労働省のホームページに今後掲載します。

▶VRの紹介動画はこちらから https://www.youtube.com/playlist?list=PL1x5ZyAfDI_U-uNevLM8hsEdD1OFPOQuK

▶令和2年度の体験会ははこちらから <https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2020/mhlw-vr-event/index.html>



各教材の開発状況（令和3年7月時点）今後も対応言語・業種を拡大します

マンガ・動画教材（●）・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（○）

業 種		言 語												
		日本	英	中国	ベトナム	タガログ	カンボジア	インドネシア	タイ	ミャンマー	ネパール	モンゴル	ポルトガル	スペイン
製 造 業	共通	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
	飲食料品製造業													
	素形材産業													
	産業機械製造業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	電気・電子情報関連産業													
製 造 業	自動車整備業													
	木材・木製品製造業（作業毎）													
	窯業土石（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
製 造 業	鉄鋼業（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	航空業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
陸上貨物運送業	共通	○	—	—	●	—	—	●	—	●	●	—	—	—
	フォークリフト（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
商 業	共通	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
	卸売業・倉庫業（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	小売業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保 健 衛 生 業	介護業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
接 客 ・ 娯 楽	宿泊業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	外食業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
清 掃 ・ と 畜	ビルクリーニング業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	産業廃棄物処理業	●	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
造船・船用工業		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
農 業		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
漁 業		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
業種横断作業毎 危険有害要因毎	食品加工													
	鋳造													
	溶接													
	玉掛け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	クレーン													
	化学物質 化学物質管理													

技能講習補助教材（■）

技能講習の種類	言 語													
フォークリフト運転		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
玉掛け		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
床上操作式クレーン運転		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ガス溶接		■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用と掘削用）運転		■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—
車両系建設機械（解体用）運転		■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—
小型移動式クレーン運転		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

2024年4月作成

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

事業者・一人親方の皆さまへ

**2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は
以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます**

- 1 作業を請け負わせる一人親方等**
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

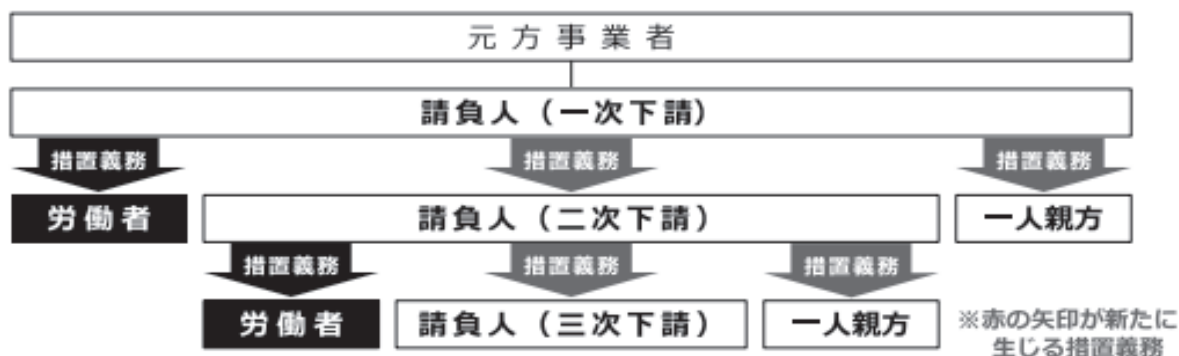
都道府県労働局・労働基準監督署

2022年4月作成

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。
労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。



いま、職場で最も発生している
労働災害を知っていますか？

答えは**転倒**による**労働災害**です。



全国で労働災害に被災する人は1年間に約13万人います。
そのうち転倒による被災者は**25%以上**を占め
2005年以降**ワースト1**の状況が続いています。

自分や家族、同僚、大事な人が

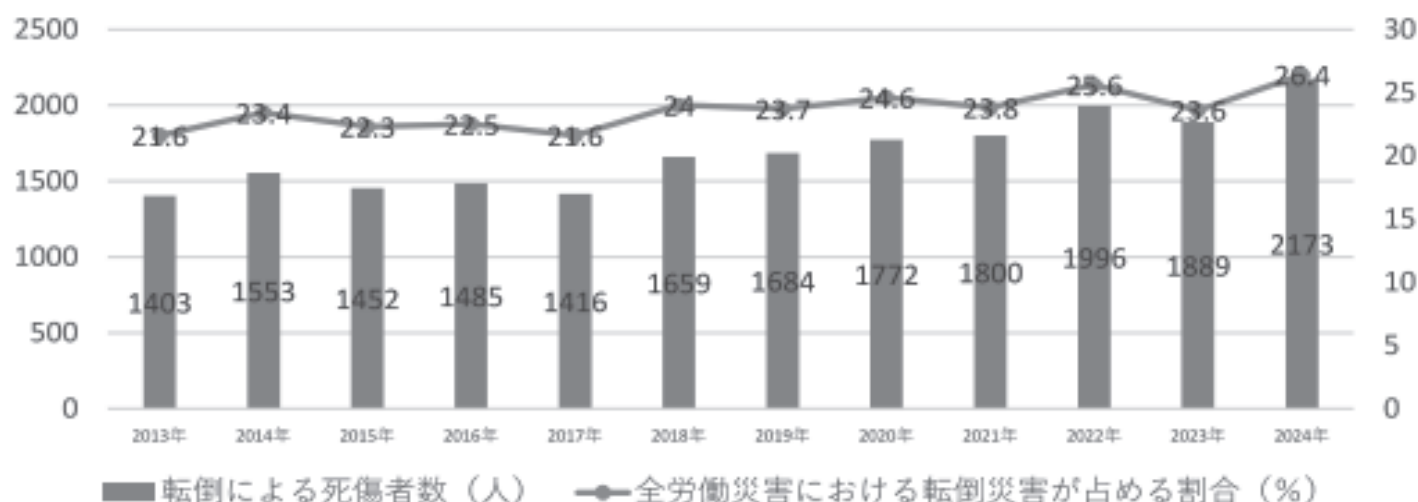
労働災害で「**痛い**」「**苦しい**」「**つらい**」思いを
することがないように

今一度、確かめませんか？**転倒災害防止**について



神奈川労働局管内における転倒による労働災害発生状況

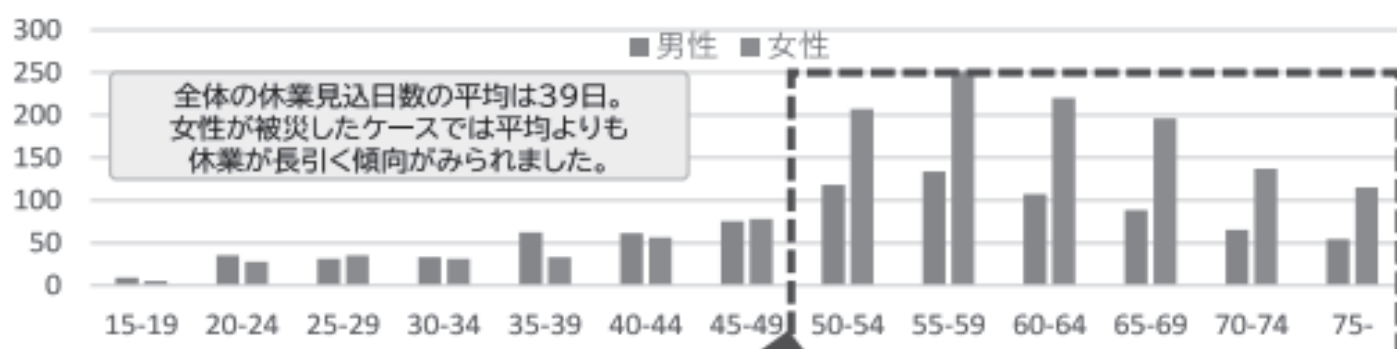
転倒災害の推移(2014年(平成25年)から2024年(令和6年))



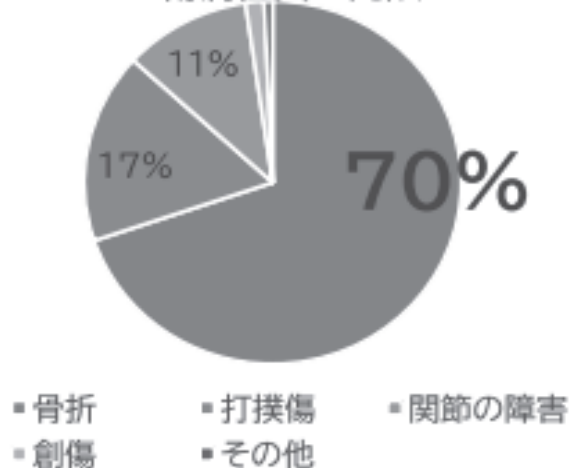
直近の約10年間で、転倒による労働災害は、

- ▶死傷者数が500人以上増加しています。
- ▶全労働災害と比較したときの割合が5%以上増加しています。

令和6年中に発生した転倒災害(男女別:年齢階層別)



転倒した50歳以上の女性の
傷病性質の内訳



令和6年中に発生した転倒災害の傾向を見ると、

- ▶50歳以上で多発している。
- ▶男女ともに55歳～59歳の層で最も多く発生している。
- ▶特に中高年齢女性による被災者数が顕著に多い。
- ▶50歳以上の女性の被災状況を見ると骨折による負傷が7割を占めている。

転倒災害について
皆さんの職場や
同業者の状況など
把握していますか？



転倒災害防止のためのチェックポイント

皆さんは、職場の状況を把握されていますか？
安全衛生活動の推進状況を確認(チェック)することにより
現在の立ち位置(社内の安全衛生水準)をしっかりと把握しましょう！

チェック項目		☒
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度とりのぞいていますか	☐
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	☐
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が 確保されていますか	☐
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の 危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	職場巡視を行い、通路、階段などの状況を チェックしていますか	☐
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	☐
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	☐
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	☐
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	☐



確認(チェック)の結果はいかがでしたか？
もし、チェック項目に漏れがあれば
それは改善を要するところです！

ご存じかと思いますが、自主点検の目的とは
安全衛生活動の立ち位置、状況の確認を行い、
足りないところを補うために行うものです！



自主点検の実施
まずはチェック！

改善箇所の把握
状況確認

職場の改善
足りないところを
補おう！



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

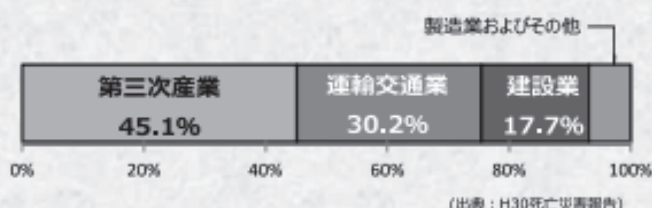
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、死亡災害全体の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上や季節・天候**などへの配慮も必要です。

約7割は運輸交通業以外で発生！

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

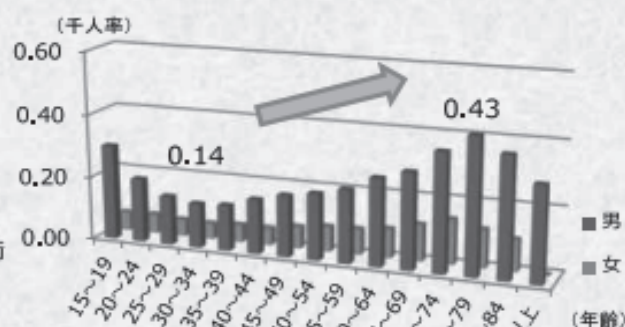
年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注1）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注2）も必要です。

（注1）高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

（注2）厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



<飲酒運転をさせないで！>



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール1缶でも4時間ほどかかるとされています。

雇い入れ時や日常の安全衛生教育の中で、労働者に対して飲酒による運転への影響を理解させるとともに、乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・**疲労、飲酒、睡眠不足**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前の点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合等

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・荷を積載するときは、**最大積載量**を超えない、**偏荷重**が生じないようにする。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・**十分な睡眠時間**の必要性の理解
- ・**飲酒による運転への影響**の理解
- ・**交通危険予知訓練**による安全確保
- ・**交通安全情報マップ**による実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
- ・**異常気象**や**天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「**高視認性の安全ベスト**※」、「**ヘルメット**」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上での**スリップ**や**巻き込み事故**など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの**視認性向上**のため、**早朝**や**夕方**の**早めの点灯**を励行する。

☑ 季節・天候対策

- ・**積雪**や**路面凍結**など、**交通安全情報マップ**などを活用し、情報提供を行い、「**急ハンドル**」や「**急ブレーキ**」など、「**急**」の付く動作や**スピード**の出しすぎに対して注意喚起する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止

検索



交通労働災害の現状と防止対策

検索



このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(2020.3)

令和7年度

高度安全機械等導入補助金

Web登録期間 令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

※予算を上限申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

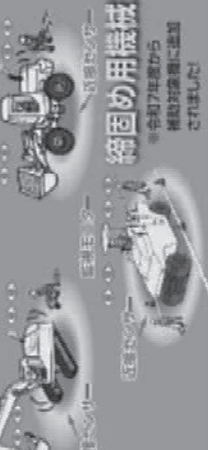
- (1) 中小企業である者
(2) 申請時に建設業許可を有して期限内であること
※対象者の詳細は、建設補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaihou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

トラッククレーン



- (1) 補助金支出基準
製造原価を上回る製造安全装置基準
(適用時に警告を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、(一) 日本クレーン協会規格JCS2209-2024又はJCS2204-2021に適合するもの)
(2) 補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル ホールローダー

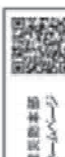


- (1) 補助金支出基準
厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの
(一) 動作の停止・減速を伴うもの(「反響センサー」)
または
(二) 増設カメラを有するもの(「監視モニター」)
(2) 補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：「反響センサー」1,000,000円
「監視モニター」500,000円

補助対象機及び補助額概要

※同一申請者当たり1年度の申請上限：5,000,000円

詳しくは、建設補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaihou.or.jp/support/subsidy/>建設本部
ホームページ

補助金 建設防

お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務局センター
住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ビル8階 建設防 高輪分室
電話：03-6275-1085 (9:00～16:30※土日祝日を除く)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会 (略称:建設防)

令和7年度補助金申請等書類において新たに加わったこと、変更されたこと

※各書類の提出時期、詳細は裏面の「Web登録から補助金交付までの流れ」をご覧ください。

- ① 申請書類は全てメールで提出してください。
- ② 1申請1台となり、(※複数台申請したい場合は1台ずつ登録申請を分けてください。)
- ③ 建設業者の登録情報上の提出 (※建設業中小企業者証明書を提出してご提出をお願いします。)
- ④ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書の提出 (※労働保険料納付証明書を統一いたしました。)
- ⑤ 建設証明書の提出 (※建設機械購入後の所有権移転の証明書類としてご提出をお願いします。)

留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

- ① Web登録後 (7日以内) に交付申請書類が提出されない
- ② 建設業許可なしで登録した
(「解体工事事業登録」「建設業許可(解体工事業)は未取得」でWeb登録を行った。)
- ③ 「補助金請求書類を提出しなかった」
(交付決定通知書を受領したことで、補助金を受給できると誤解していた。)
- ④ 「交付決定前に売買契約を締結した」
(契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。)
(審査結果を待たずに建設機械の代金の全額又は一部を支払っていた。)
- ⑤ 「交付決定内容と契約内容が異なる」
(申請時の見積金額(本体及び安全装置の仕様含む)が請求書の金額と異なっていた。)
(「一括払い」での申請が、請求では割増払い等(分割払い等)に変更していた。)
(「下取り無し」で申請したが、購入後の補助金請求では「下取り有り」に変更されていた。)
- ⑥ 「契約書に所有権に関する記載がない」
(売買契約書に完済後の機械の所有権移転に係る記載がない。)
- ⑦ 補正要請後1ヶ月以上経っても戻さない
(補助金申請書類、補助金請求書提出後に事務局より不備を指摘された後、1ヶ月以上経過しても理由なく指摘事項を改善した書類を提出しない。)
- ア 見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。
イ 割増払い計画書が提出されない、または年度内に完済しない。
ウ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書(令和5年度確定・令和6年度確定)を提出しない。
エ 売買契約書(写し)が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。
オ 請求書、納品書と領収書に建設の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。
カ 領収書(写し)を提出しない。
⑧ 「その他」
ア 申請者が割増払いを利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。
イ 補助金事業以外の支払いとの混同払いがなされていて補助対象額が特定できないもの。
ウ 約束手形、小切手、クレジットカードでの支払で、令和8年2月20日までに支払決済が完了しないもの。

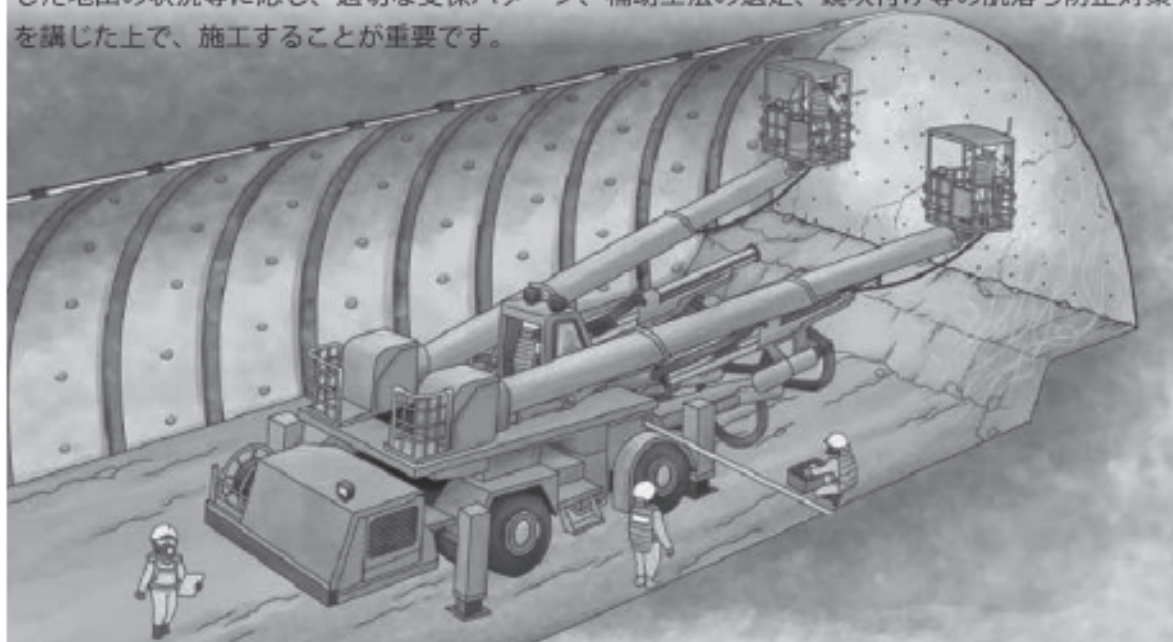
申請手続編(購入前に申請が必要)

補助金請求手続編(購入後に請求が必要)

山岳トンネル工事における 肌落ち災害を防止しましょう

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」が
令和6年3月に改正されました

受・発注者間及び元請と関係請負人が緊密に連携のうえ、掘削するトンネルの規模、現場で出現した地山の状況等に応じ、適切な支保パターン、補助工法の選定、鏡吹付け等の肌落ち防止対策を講じた上で、施工することが重要です。



改正のポイント

- ① 発注者等が講ずべき措置を新たに記載いたしました。
- ② 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲を示しました。
- ③ 地山の状況に応じ適切な支保パターンを選定できるよう、事業者と発注者が連携して取り組むこととしました。
- ④ 適切なドリルジャンボを選定するとともに、ロックボルトを速やかに一箇所ずつ施工することとしました。
- ⑤ 切羽の自立が悪い場合においては鏡吹付けを原則実施することとしました。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち防止対策におけるガイドライン」の概要

【発注者等の取組】

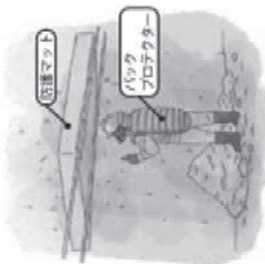
発注者（一部設計者を含む。）においては、事業者において的確な労働災害防止措置が講じられるよう、以下の項目等について必要な措置をお願いいたします。

- ・地形・地質調査の結果を踏まえた適切な設計図書の作成（切羽の自立が懸念する場合④における鋼吹付けの実施を含む。）
- ・設計基準等に応じた掘削工法の検討
- ・現場で出現した地山の状況に応じた適切な施工のための施工者との協議・指示
- ・必要な安全衛生経費の確保（施工の自動化・遠隔化技術や最新のデジタル技術の導入支援等を含む。）
- ・切羽の自立が懸念する場合④における、鋼吹付けの実施に係る施工者との協議・指示
- ・切羽の自立とともに傾斜支保工を建て込む場合（支保パターンⅠaやⅠb以下）又はそれ以外の場合であって、⑥措置から岩塊が抜け落ちる、②措置の押出しを主とする、③措置は自立せず崩壊する恐れがある、のいずれか一つでも予測される場合。

【事業者の取組】

1 切羽への立入禁止

- ・切羽への立入りを原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにしてください。
- ・鋼吹付け及び一次吹付け未施工区間の索張り面直下への立入りは厳に慎んでください。
- ・天端から45度の範囲（右図参照）についても特段の配慮を必要とする範囲として可能な限り立入りを避けてください。
- ・やむを得ず立ち入らざる場合は、切羽監視責任者の監視のもと、立ち入る者にバックプロテクターを着用させる等の措置を講じてください。

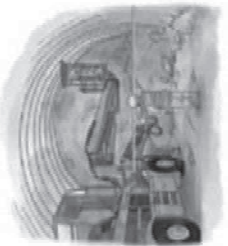


2 肌落ち防止計画の作成等

- ・地山の事前調査を行い、その結果に応じた肌落ち防止計画を作成してください。
- ・肌落ち防止計画には、①肌落ち災害防止対策、②切羽の立入禁止措置等（やむを得ず立ち入る場合の措置を含む。）、③切羽の監視方法、④切羽からの退避方法等を含めてください。
- ・肌落ち防止計画を関係者（発注者・労働者）の労働者も含め、確実に周知してください。
- ・切羽の観察結果等から十分な肌落ち災害防止対策ができないおそれがある場合は、発注者と十分検討を行い肌落ち防止計画を適切なものに更新してください。

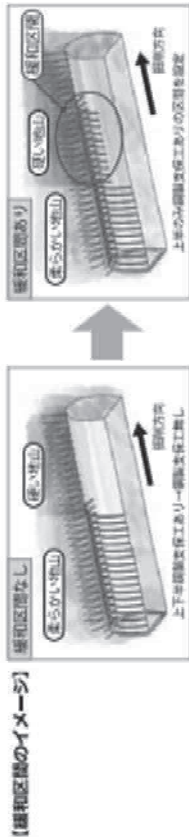
3 切羽監視責任者の選任

- ・掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽作業が行われる間、切羽の状態を常時監視させてください。
- ・監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させてください。
- ・常時監視については、直接目視で監視する場合と同等以上の安全衛生水準を確保できる場合において、監視装置、各種センサー等のデジタル技術を活用して差し支えありません。



4 適切な支保パターンの選定

- ・発注者と協議・連携の上、現場で出現した地山の状況に応じた適切な支保パターン、補助工法を選定してください。
- ・支保構造を急遽に軽減させることが可能であっても、段階的に支保構造を軽減する権限と時間を設けることについて検討してください。



5 掘削工法の選定、適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工

- ・適切な掘削工法（加背割を含む。）を選定の上施工してください。
- ・本坑と作業坑等、規模が異なる断面がある場合、それぞれの断面に応じた適切なドリルジャンボを選定してください。
- ・ロックボルトについては、複数の区間をまとめて施工することのないよう、施工サイクルに基づき一箇所ずつ速やかに打ち込んでください。
- ・必ずしも切羽に最も近い位置に打つことを求めているのではなく、施工サイクルとして一箇所に打つとする場合もあり得ます。



6 鋼吹付けの実施

- ・岩塊の崩落が予測される等、切羽の自立が懸念の場合においては鋼吹付けを実施してください。
- ・特に上半下半ともに鋼製支保工を建て込む場合（支保パターンⅠaやⅠb以下）においては原則として鋼吹付けを実施してください。

7 肌落ち防止対策の選定

肌落ち防止対策の選定に当たっては、下表を参考に選定してください。

肌落ち防止対策	IV, B	III, C	II, D	I, E	湧水対策としての効果	施工性 掘削の短縮	その他 災害発生時の 人命保護性の 高さ
鋼吹付け	△	○	○	○	○*	○	△
鋼ボルト	△	△	○	○	○	△	△
浮石落とし	○	○	○	△	○	○	△
水張り・さくり穿孔	○	○	○	○	○	○	×
切羽安定計測	×	△	△	△	×	○	×
設備的筋違対策	△	△	△	△	△	△	○

注：○：効果、△：効果、△：可能、×：不適 ○*：水張り対策を併用することによる。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

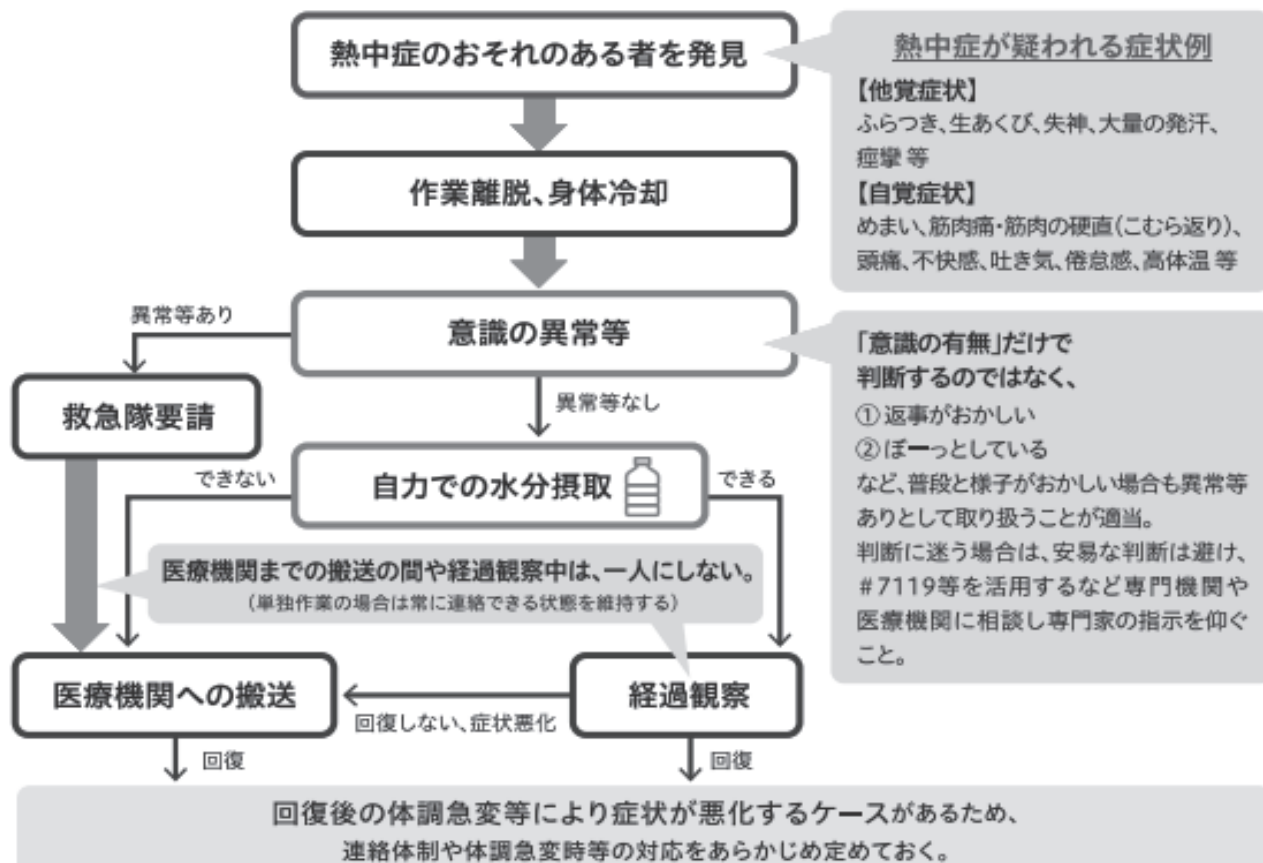
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

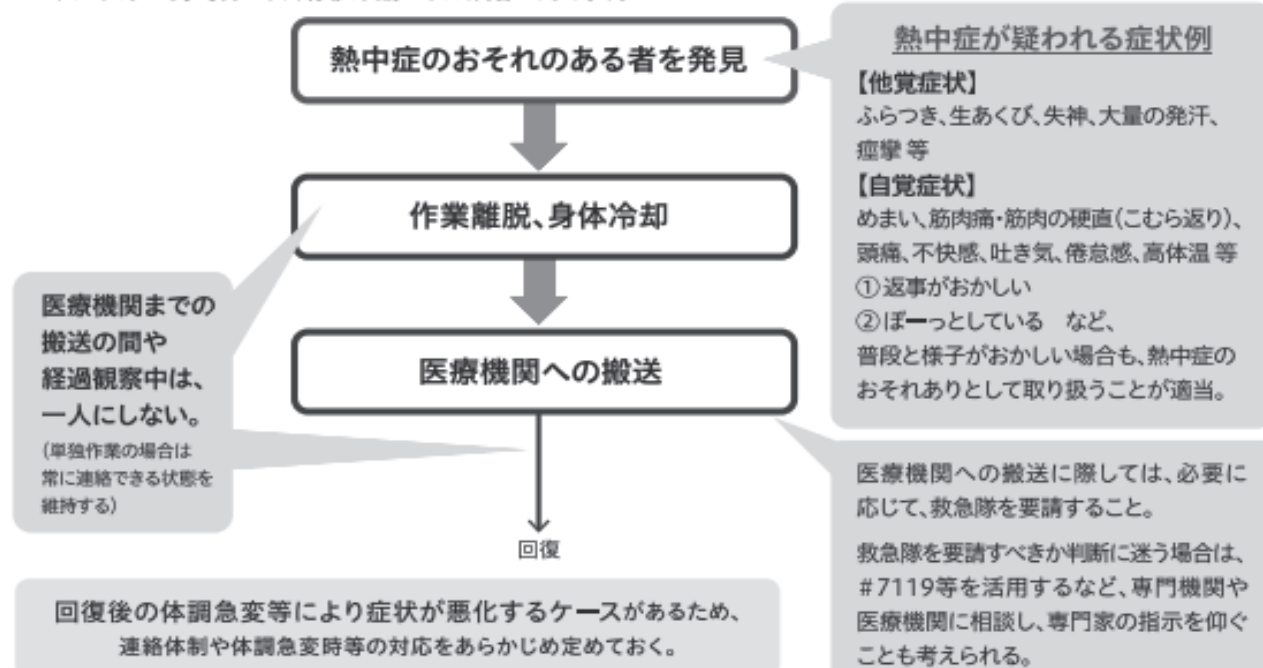
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

——キャンペーン期間——

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

～ ずい道建設工事を行う事業者の皆さまへ ～

「ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン」 を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき事項と関係する法令の規定のうち重要なものを一体的に示すことで、粉じん障害防止対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令など※の規定に合わせて内容を見直しました。

※「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第128号）
「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和2年厚生労働省告示第265号）

施行日など

- 改正ガイドラインは、令和3年4月1日から施行されます。ただし、「1. ずい道等の掘削等作業主任者」の規定は、令和4年4月1日から施行されます。

※令和4年4月1日から、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」の講習時間が1.5時間増えます。これまでに技能講習を受講した方は、令和4年3月31日までに追加講習を受ける必要がありますので、ご注意ください。

- なお、令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事で、本パンフレットの「2. 粉じん発生源に係る措置」、「3. 換気装置等による換気の実施」、「4. 粉じん目標濃度レベル」の改正事項については、令和3年4月1日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら

- 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

主な改正事項

① ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加

ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、次の事項を追加しました。

- 空気中の粉じんの濃度等の測定方法およびその結果を踏まえた掘削等の作業の方法の決定
- 換気等の方法の決定
- 粉じん濃度等の測定結果に応じた、労働者に使用させる呼吸用保護具の選択
- 粉じん濃度等の試料採取機器の設置の指揮、または自らこれを行うこと
- 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 呼吸用保護具の使用状況の監視

② 粉じん発生源に関する措置の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 工法について、設計段階において、より粉じん発生量の少ないトンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用を検討すること。
- コンクリートの吹付作業について、以下の事項を新たに記載。
 - ・ 湿式型の吹付機械装置と同等以上の措置としてエアレス吹付技術を明示。
 - ・ 吹付時の粉じん濃度を低減させるため、粉体急結剤、液体急結剤の使用と分割練混ぜの導入を図ること。
 - ・ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。
- エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。

③ 換気装置等による換気の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 換気方式の選定に当たり、より効果的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図ること。
- 新たな換気設備として、局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の導入を図ること。

④ 粉じん目標濃度レベルの引き下げ(強化)と、改善措置の充実

- 粉じん濃度目標レベルを現行の 3 mg/m^3 から 2 mg/m^3 に引き下げました。
- 評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合に行う換気装置の風量の増加のほか必要な措置として、以下の事項を追記しました。
 - ・ より効果的な換気方式への変更
 - ・ 集じん装置による集じんの実施
 - ・ 風管の設置方法の改善
 - ・ 粉じん抑制剤の使用

⑤ 呼吸用保護具の使用基準の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 掘削作業、ずり積み作業、またはコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合にあっては、**粉じんの濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。**

⑥ 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実

現行のガイドラインに定める事項に加え、測定結果の周知について以下の事項を新たに定めました。

- 粉じん則上記録が求められる事項について、**朝礼等で使用する掲示板等、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける等の方法により、労働者に周知させること。**

切羽に近接する場所の粉じん濃度等の測定（新設）

標記について、以下の事項を新たに定めました。

（１）試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。

- 定置式の試料採取機器を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽からおおむね**10メートル、30メートルおよび50メートル**の地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ試料採取機器を設置。
- 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽に近接する場所の適切な数（**2以上に限る**）の労働者に対して試料採取機器を装着して行うこと。
- 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械）に装着されている試料採取機器を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽に近接する場所において使用されている適切な数（**2以上に限る**）の車両系機械に試料採取機器を装着して行うこと。

（２）試料空気の採取の時間

- ・同一の作業日のずい道等建設工事の**1サイクル**（掘削作業、ずり積み作業、コンクリート等吹付作業及びロックボルト取付け作業等）に従事する**全時間**、試料空気の採取を行う。

（３）空気中の粉じんの濃度の測定の方法

レスピラブル（吸入性）粉じん（肺胞に到達する粒子）を分粒できる**分粒装置**を装着した測定機器を使用し、次のいずれかの方法によること。

- ・ろ過捕集方法および重量分析方法
- ・相対濃度指示方法（標準的な質量濃度変換係数（**K値**）を使用可。）

（４）粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、次のいずれかの方法によること

- ・エックス線回折分析方法または重量分析方法
- ・鉍物等の種類に応じた標準的な遊離けい酸含有率（**Q値**）を使用。

測定結果に応じた呼吸用保護具の選択及び使用（新設）

呼吸用保護具は、切羽に近接する場所における粉じん濃度等に応じて選択することとし、以下の事項を新たに定めました。

（１）電動ファン付き呼吸用およびコンクリート等吹付作業に従事する労働者に、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

（２）要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

PF_r 要求防護係数

C 粉じん濃度の測定値の平均値（単位 mg/m^3 ）

Q 遊離けい酸の含有率（単位 %）

E 0.025 （単位 mg/m^3 ）

（３）指定防護係数※

電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
	A級	PS2又はPL2	90
	A級又はB級	PS1又はPL1	19
半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
	A級	PS2又はPL2	33
	A級又はB級	PS1又はPL1	14
フード形 又は フェイス シールド形	S級	PS3又はPL3	25
	A級		20
	S級又はA級	PS2又はPL2	20
	S級、A級 又はB級	PS1又はPL1	11

※ 実際の作業時の測定等により得られた防護係数が上の表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、次の表に定める指定防護係数を使用できます。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつ PS3又はPL3	300
フード形		1,000

建設業に従事される皆さまへ

現場で使用する化学物質の対策をお願いします

～ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

化学物質管理に係る改正労働安全衛生法が令和6年4月から施行されています。建設業の現場においても、化学物質を取り扱うにあたり、爆発火災や中毒、皮膚や眼などの疾患による労働災害を防止するためにも対策を行う必要があります。

※建設現場で使用する化学物質には、塗料などのほかに、一般的なポルトランドセメントやアスファルトなども対象となります。

化学物質を取り扱う際には、
まずは「ラベル」を確認！



危険性有害性や
取り扱い上の注
意事項がわかり
ます。

GHS絵表示がついているものは、
特に情報をしっかり見ておきましょう！

【製品の特定期名】 △△△製品	【絵表示】  
【注意喚起語】 危険	
【危険有害性情報】 ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると生命に危険……	
【注意書き】 ・熱、高温のもの、火花、煙火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・蒸気を吸入しないこと……	

ラベルに絵表示があったら、危険有害性の内容を確認！

GHS絵表示とその意味、主な対策					
	爆発物 など ☑ 高温、スパーク、火種を近づけない ☑ 火災の場合は避難		高圧ガス ☑ 日光から遮断し換気の良いところで保管		発がん性、その他の健康有害性がある物 ☑ マスク、手袋、保護衣着用 ☑ 換気すること
	燃えやすい物 ☑ 高温、スパーク、火種を近づけない ☑ 換気の良いところで保管		金属を腐食させる物 皮膚や目を著しく損傷 ☑ 他の容器に移し替えない ☑ 保護衣、手袋、眼鏡着用		目や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など ☑ 気分が悪い時は医師に連絡 ☑ 保護具を着用
	より燃えやすくする物 ☑ 燃える物から遠ざける ☑ 隔離して保管		体に入ると生命の危険 ☑ 換気の良いところで使用 ☑ マスク、手袋、保護衣着用 ☑ 禁煙して保管		水生生物に非常に強い毒性（環境有害性） ☑ 環境への放出を避ける

- ・絵表示には9種類あります。国連勧告で定める世界共通の絵表示です。
- ・どのような危険有害性があるか、製品のSDS（安全データシート）の項目を参照してください。

神奈川県労働局・各労働基準監督署

化学物質に関する
リスクアセスメントを実施し、
リスク低減対策を実施しよう！



リスクアセスメント対象物に ばく露される濃度の低減措置

- ・ 代替物等の使用
- ・ 発散源を密閉、局所排気装置、
全体換気装置などの設置、稼働
- ・ 作業方法の改善
- ・ 有効な保護具の使用

リスクアセスメント対象物を製
造・取扱い・譲渡提供する事業者
は、化学物質管理責任者の選任が
必要です。



化学物質管理者の選任

リスクアセスメント 対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント 対象物の製造事業場 以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の 受講を推奨)

選任要件

○保護具について一定の経験及び知識を有する者
(令和4年5月31日付け基発0531第9号通達)

- ・ 化学物質管理専門家
- ・ 作業環境管理専門家
- ・ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・ 第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者免許
を受けた者
- ・ 作業主任者の資格を有する者
(特化物、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤のいずれか)
- ・ 安全衛生推進者
- ・ 保護具の管理に関する教育を受講し
た者 など

保護具着用管理責任者の選任

リスクアセスマ
ント結果に基づ
き、労働者に保
護具を使用させ
る事業場では
「保護具着用管
理責任者」の選
任が必要です。



※講習の受講を希望される方

化学物質管理者および保護具着用管理責任者の講習会は、労働災害防止団
体をはじめとする講習・教習を実施している団体等の中から探していただき、
相談・確認の上、受講をされますようお願いいたします。

神奈川 化学物質管理者 講習

検索

R0607

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照→



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準 監督署への報告 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散漏えい防止対
策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備えつけるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作 成、備え付け及び保存 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ば
く露防止及び石綿飛散漏えい防
止対策徹底マニュアル」
95～98P

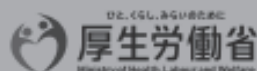


「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を
取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々
な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト 🔍 検索



都道府県労働局・労働基準監督署

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】		●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】		●	▲ ^{※2}	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1}		●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		● ^{※3}	● ^{※4}	● ^{※5}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		● ^{※6}	● ^{※6}	● ^{※6}

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27条】		●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】		●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】		●	●	●	●
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】		●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

（R6.8）

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

第14次労働災害防止計画(神奈川計画) 推進状況

神奈川労働局 令和7年(2025年)4月末現在

計画期間 2023(令和5)年度から2027(令和9)年度まで

計画の全体目標

- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20名以下とする。
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を、2022年と比較して5%以上減少する。

[2022(比較基準年):死亡者数30名、死傷者数7,792名]

[2027年(最終目標):死亡者数20名以下、死傷者数7,400名]

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
 - ・自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ・労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 - ・業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・労働者の健康確保対策の推進
 - ・化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いします。



14次防アンケートアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

重点対策の目標設定及び推進状況(抜粋)

令和7年4月速報値	基準 2022年	目標	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年 2027年
死亡災害 (上段は計画値)	30人	20人以下	28人 42人	26人 34人	24人 人	22人 人	20人 人
死傷災害 (上段は計画値)	7,792人	基準から 5%以上 減少	7,700人 8,002人	7,620人 8,231人	7,540人 人	7,460人 人	7,400人 人

業種別労働災害防止	基準 2022年	目標	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年 2027年
建設業対策 (上段は計画値)	9人	基準から 15%以上 減少 (7人以下)	16人	12人	人	人	人



神奈川労働局・各労働基準監督署

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」が始まります！

Cool work KANAGAWA Mission ZERO

ロゴマークの作成について

神奈川県労働局 労働基準部 健康課

神奈川県労働局では、熱中症による労働災害防止対策として、令和7年度も、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を開始します。令和7年4月の準備期間を皮切りに、7月を重点取組期間とするキャンペーンを5月から9月までの間、展開します。

令和7年度は、事業場単位での死亡災害をゼロにすることを重点目標に掲げ、キャンペーン期間中の取組事項と熱中症予防への意識向上を図るため、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」のロゴマークを作成しました。

◆◆ 熱中症予防等を目的とする場合には、どなたでも無償で使用できます ◆◆

ロゴマークを保護帽に貼り付けるほか、ポスター等で掲示するなどの方法でご活用ください。

ロゴマーク「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」



全体サイズ 4.5cm×11cm 左赤色部分 4.5cm×4cm 右青白部分 4.5cm×7cm
(サイズは、上記のサイズをベースに2/3サイズ等に変更して使用することも可能です。)

※ロゴマークは神奈川県労働局 ホームページからダウンロードしていただけます。
神奈川県労働局ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

神奈川県労働局労働基準部 安全課 電話045(211)7352

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

労働基準監督署一覧

署 名	管轄区域	所在地	電話番号
横浜南労働基準監督署	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375
鶴見労働基準監督署	鶴見区(扇島を除く)	230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	安全衛生担当 045-279-5486
川崎南労働基準監督署	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生課 044-244-1273
川崎北労働基準監督署	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	213-0001 川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	安全衛生課 045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	安全衛生課 0463-43-8618
藤沢労働基準監督署	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	安全衛生課 0466-97-6748
小田原労働基準監督署	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	監督課・安全衛生課 0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018 厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	安全衛生課 046-401-1960
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	安全衛生課 042-861-8631
横浜西労働基準監督署	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	安全衛生課 045-287-0274

労働災害防止計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

